

82
689

文學博士井上賴圀校閱

田邊勝哉講述

神祇令義解講義

會通社

82-689.

凡例

- 一、本書は、曾て恩師井上文學博士の口授せられたる講本を骨幹とし、更に修補して、師翁の嚴密なる校閲を経たるものなり。
- 一、本文は、塙本を底本と爲し、京本、標注令義解校本、及び令集解等を以て校讐し、その考異は講義の條下に辨ぜり。而して、その傍訓も亦多く塙本に従ひ、旁、標注令義解校本を參取せり。
- 一、本文の講義には○符を記し、義解のには◎符を記して、その別を知らしむ。

一、神祇令を學ぶものは、併せて、神祇官その他の職制を知るを要す。されば、職員令講義をも合せて、刊行せん豫定にて起稿せしも、その完成には、猶時日を要するを以て、今は單にこの令のみを出

明治 44. 5. 11
内交

すこととせり。讀者之を諒せよ。

明治四十四年四月三日

講述者識

神祇令義解講義

文學博士 井上頼圀校閱

田邊勝哉講述

神祇令第六

謂天神曰神。地神曰祇。

凡拾貳條

○神祇令 令は隋唐の制を主と摸されたるも、この令は、令集解に、按祀天神祭地祇令耳、と見えたるが如く、祭政一致の古義に基きて、神祇を祭祀する制度を規定せる法令にして、皇國特殊の國體に基きて制を立てたるもの妙からず。即ちその著きものは、凡天皇即位惣祭天神地祇云々、といひ、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞云々、と規定せるが如き、これ敬神の本義に基きたるもの也。○第六 此は官位令第一より第六に當れる令なればその順序をいへるなり。○謂天神曰神地神曰祇 此の義解は、文選東都賦の李善注に據れるなり。天神は、和訓アツカミにて、天上に

坐す神、又天孫に扈從して、此の國に降臨せられし神を云ふ。古典を按ずるに、天地初發の時に高天原に成りませる天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神の如き、その他、風神、火神、木神、金神、土神等の、所謂五元の神の如き、又日を主宰する天照大御神、月を主宰する月讀神、及び、この國を經營し給へる伊弉諾、伊弉册の二神、又天孫降臨の時、隨從してこの國に下り裔孫ある神の類是なり。倭名類聚抄卷一、天地部神靈類に、天神、周易云、天神曰神、食神反、和名賀美、日本紀とあるを、狩谷棧齋翁の箋注に、以下三條所引周易、檢經文及王弼注、皆不載。陸德明釋文、李鼎祚集解、多引易舊注、亦無此文。按東都賦、禮神祇、李善注、周禮曰、大宗伯掌天神地祇之禮。然天神曰神、地神曰祇也。大宗伯掌天神地祇之禮十字、周禮大司樂文、然字以下善引周禮、釋賦所言神是天神、祇是地祇也。疑源君誤并李善之言、爲周禮文、引之、轉寫又譌爲周易也。說文、神天神、引出萬物者也。風俗通、神者申也。又云、神者信也。論衡論死篇、神者伸也。廣雅、神陳也。按禮記樂記注、聖人之精氣謂之神。大戴禮曾子天圓篇注、魂氣上升於天爲神。史記五

帝本紀正義、鬼之靈者曰神。故訓神爲加美。皇國稱天神者、謂神之在高天原者、與周禮所云天神、不全同也。廣本安末上有天神二字。神武戊午年紀、敬祭天神地祇、訓安萬川也之呂、久仁川也之呂。此所引私記即是。按神武紀又云、禮祭神祇。綏靖即位前紀、奉典神祇。景行三年紀、將祭羣神祇。繼體元年紀、敬祭神祇。神祇字其訓皆同也。之呂、蓋屋實之義、即指言神祇所居之屋。則知神武紀、景行紀、繼體紀所言、謂祭天神地祇之社、故所訓爲爾。若夫在天之神、宜訓阿麻豆加美、見續日本紀所載聖武天皇御歌。又文武紀詔天都神、大祓詞天津神、皆是也。在之地之神、亦宜訓久仁川加美。古事記云、國神大山津見神、又國神猿田毘古神、神代紀云、有國神號天探女、國神名脚摩乳之類是也。源君引私記所訓非是。其謂祀天神地祇之社、爲安萬川也之呂、久仁川也之呂、亦似不成語。當依古事記云定奉天神地祇之社、訓安萬川加美、久仁川加美乃也之呂。然神武紀又云、祭天社國社之神、又天平神護元年詔、及祈年祭祝詞、亦有天社國社之語。今不得復改也。と云はれたるは適當なる解説なり。因に云ふ、古

事記の別天神のことについで、記傳卷三に、別天神、別は許登と訓べし、其由は先書紀の傳々に、多く國之常立神を以て最初の神として、此五柱天神を擧ざるは、たゞ此國土の方に成坐る神のみ申傳て、天上に成坐るをば、別なる神として、略きたるものなり。」といへるは、實に然ることにて、橘守部は、總て本居翁の説に對しては、是非を論せず、反對の意見を抱持せる學者にして、殊に日本紀を以て古事記より優りたる古典なりと稱し、稜威道別(全十五卷にして内五卷板本なり)と云ふ日本紀神代卷の注を著されたるが、その別天神の條に至り、甚しく窮して、記曰云々として、日本紀の中に、古事記の文を挿入せるは、甚だ不謹慎の所爲と云ふべし。地神は、和訓クニツカミにして、此の國土に生ませる土着の諸神を云ふ。倭名類聚抄卷一、天地部神靈類に、地神、周易云、地神曰、祇、巨支反、日本紀私記とあれど、是も天神の條に見えたる如く、國神と云ふべきものにて、古事記に、國神大山津見神とし、日本紀に、吾是國神號脚摩乳とせるが如し。

因に云ふ、今傳はれる日本紀には、國常立命を最初の神とし、又弘仁私記序には、天

常立命を初めとして擧げられたるも、日本後紀の大同四年二月辛亥〇五の勅に、倭漢惣歴帝譜圖、天御中主尊標爲始祖。至如魯王吳王高麗王漢高祖命等、接其後裔。倭漢雜糅、敢垢天宗。愚民迷執、輒謂實錄。宜諸司官人等所藏皆進、若有挾情隱匿、乖旨不進者、事覺之日、必處重科。とあるによりて考ふれば、當時の國史は、古事記の如く天之御中主尊を主とせるものなりしなるべし。

○凡拾貳條 京本、塙本等には貳拾條とせり。こは古人も云へるが如く轉倒せるものならむか。標注令義解校本三に、二十條のかたは、凡天神地祇より季冬云々まで、擡頭したる行を、皆別條として九條、凡天皇即位より以下十一條、合て二十條と見たるもの也。十二條のかたは、凡天神地祇より季冬云々までを一條として、凡天皇即位以下の十一條と、合て十二條と見たるものなり。然共擡頭したるを以て別條とせむ事、理にかなはねば、今十二條のかたに従ふ。」と見えたり。而して稻葉通邦氏は、神祇令和解に、通邦云、當作貳拾條。となし、その次に、此神祇令也、凡天神地祇ト云ヨリ、季冬マデ、一連綿ナル文ナレバ、一條ニテアルベキヲ九條トカゾマエ、凡

廿條トハ記サレシナリ。官位令ニマレ、此令ニマレ、只擡頭シタルモノヲカゾエラ
レタリケレバ、如此講書記ノ如ク六ヶ敷カゾエタルモノニハアラザリケリ。サレバ
公式令モ平出ノ條ハ、只一條ナレドモ、平出ノ文字ナルカラニ、句々皆擡頭シテア
ルヲモテ、一句一條ニカゾエラレタリキ。是ハアヤシキバカリコトナレドモ、養老
令、延曆令トモニ、一條トカゾエラレタルカゾエザマハ如此。又按ニ、古本ニ依テ
考レバ、二十條ノ二字ハ本注ナリ、古本本注ニハ、必朱點ヲ加ラレタルカ、每篇條
數朱點アルナリ。」と云はれたれど、今は標注令義解校本の説に従ひ十二條とせり。

凡天神地祇者、神祇官皆依常典祭之。謂天神者、伊勢、山城、鴨、住吉、出雲、倭、葛木、鴨、出雲大汝、神等類是也。常典者、此令所載祭祀事條是也。

○凡天神地祇者云々、この本文の意は、天神地祇は、神祇官に於いて、皆この條
令に載せたる、恒例の典式によりて祭るとなり。◎伊勢、この伊勢とは、即ち皇太

神宮（内宮）と豊受太神宮（外宮）とのことなり。皇太神宮は、延喜式卷四伊勢
太神宮式に、伊勢太神宮、太神宮三座、在度會郡宇治郷五十鈴河上天照太神一座、相殿神二座、と見
え、祭神は、天照坐皇大神、相殿天手力男神、萬幡豊秋津姫命の二柱にして、天祖
の神靈の敎命に従ひ、垂仁天皇の御時に、現在の伊勢國度會郡宇治五十鈴河上神路

山今三重縣度會郡宇治山治山田市大字宇治に鎮座し給へるなり。次に豊受太神宮は、同式に、度會宮四座、在度會郡沼木郷山田原、去太神宮四七里豊受大神一座、相殿神三座、と見え、祭神は、登由宇氣大神、相殿御伴神三
座にして、雄略天皇の御時、天照大御神の御誨によりて、丹波國（今の丹後）比治の
里より、その神靈を、現在の地宇治山田市大字山田に鎮座せしめ給へるなり。◎山城、鴨、こは

延喜式卷九神名上に、山城國愛宕郡賀茂別雷神社、亦若雷、名神大、月次相替新嘗賀茂御祖神社二座、
並名神大、月と見えたる二社のことにして、賀茂別雷神社は賀茂別雷神（この神のこと
次相替新嘗

山城風土記に見ゆ）を祭り、上社と稱す。桓武天皇延暦遷都の後、特に告祭ありて、
帝都の鎮護と爲し給ひ、これより歷朝の大祀たり。京都府山城國愛宕郡上賀茂村に
鎮座す。又賀茂御祖神社は、多々須玉依媛命（別雷神の御母）と賀茂健角身命（別雷

七

神の御外祖父とを祭り、下社と稱す。延暦遷都以後、上社と共に平安京の鎮護神と爲り、同郡下鴨村に鎮座す。而して二社共に中古二十二社の一に列し、今官幣大社に列せらる。こゝに山城と冠せたるは、下の葛木鴨とあるに對していへるなり。◎住吉 古くはスミノエと唱へたるを、後世スミノヨシといへり、こは延喜式卷九神名上に、攝津國住吉郡住吉坐神社四座、並名神大、月と見えたる社にして、又廿二社の一也。大相嘗新嘗その祭神は、古事記上に、底筒之男命、中筒之男命、上筒之男命、三柱神者、墨江之三年前大神、とある三柱の神の外、後世神功皇后を配祀して四座となす。而してこの三神は、神功皇后三韓御征討の時に、皇軍を導き奉りて偉功を奏せしめ給ひし神なり。今大阪府攝津國東成郡住吉村に鎮座して、官幣大社に列せらる。◎出雲國造齋神 此は延喜式卷九神名下に、出雲國意宇郡熊野坐神社、名神とある社にて、その祭神は、櫛御氣野命と稱し、素盞鳴尊を祭れり。而してこの櫛御氣野命は、即ち素盞鳴尊のことなることは、古事記傳九に、さて此神宮は、式に意宇郡熊野坐神社、名神とある是なり、○注さて此社の、須佐之男命に坐ことは、國造神賀詞に、出雲國乃青垣山内、

下津石根宮柱太敷立氏高天原千木高知坐須、伊射那伎乃日眞名子、加夫呂伎熊野大神櫛御氣野命、風土記にも、伊弉奈枳乃麻奈子坐熊野加武呂乃命とあり。伊弉那伎命の御子は多かる中にも、天照大神月讀命須佐之男命は、こゝに御愛子に坐こゝ、上に見えたり、日は、日子日女の日と同じ、加夫呂伎は、大名持命の御祖なるゆゑに、出雲國にては、殊に如此申せるなり、櫛御氣野命と申す御名は、他神の如く思ふ人あるべけれど、さにあらず、こは須佐之男命の、熊野宮に鎮座御靈を、殊に稱せざる御名なるべし、その例は、同神賀詞に、大穴持命の事、倭大物主櫛登玉命登名乎稱天とあり、此名も他には見えぬを思ふべし、式に熊野と同郡に、久志美氣濃神社と云も別にあるは、熊野神を、又別に稱れるなるべし、さて舊事紀に、此須佐之男命を、坐熊野枳奈神宮と云るは、例の妄説なり、又師の詠詞考に、熊野神社を、穗日命の御子健三熊命とせられしは、熊と云名に依てのこゝなれど、誤なり、さてはかなはぬ、こゝ多し、伊弉那伎の日眞名子と云、又かの神賀詞のみならず、文徳實錄、三代實錄などにも、熊野は先、枳奈は後にあり、又勳位も、枳奈は一等降れり、これらかの健三熊命にてか、と見えたるにて明かなり。今熊野神社と稱し、鎮座の地は、島根縣出雲國八束郡熊野村にして、國幣中社に列せらる。◎地祇者大神 此は、延喜式卷九神名上に、大和國城上郡大神大物主神社、名神大、月次相嘗とあり、今大神神社と稱す、祭神は、倭大物主櫛登玉命と稱し、即ち大物主神(大穴持命の和魂)なり。この社は、諸神社中、最も舊き神社にして、太古大己貴神、この日本國を經營し、その功業成るに至つて、親らその幸魂奇魂を、三諸山に祀れるもの即ち是なり。その後、崇神天皇禮典を盡し、神子をして侍り祀らしめ、威徳

益々加はる。今奈良縣大和國磯城郡三輪町に鎮座し、官幣大社に列せらる。○大倭

この社は、延喜式卷九神名上に、大和國山邊郡大和坐大國魂神社三座、並名神大、月と次相昔新嘗見えたる社にして、又二十二社の一なり。その祭神は、倭大國魂神、八千戈神、御年神の三柱なり。神祇志料卷之九に、建速須佐之男命の子大年神の子大國御魂神をまつる、參取日本書紀、古事記、舊事本紀八尺瓊を以て靈形とす、大和社注進狀蓋此神倭國を經營坐し功德ある神なるを以て、朝廷にも殊に深く尊み崇奉れり、故之を大倭大神と申す。參取日本書紀、古事記、舊事本紀初大國魂神を天皇大殿の内に齋奉り、崇神天皇に及て、甚く神威を畏給ひ、淳名城稚媛命に託て、之を市磯邑に遷祭らしむ、日本書紀、市磯邑大倭社注進狀相殿神二座、其一は大年神の兄八島士奴美神五世孫八千戈神を祭る、古事記、大倭社注進狀八千戈神は即大己貴命也、昔此神の天孫に奉りし廣矛も、又大殿内に在しを齋奉て、即其靈形とす。參取日本書紀、大倭社注進狀其一是大年神の子御歲神を祀る、古事記、大倭社注進狀垂仁天皇御世、大和直祖長尾市を神主とせば、天下太平ならむと神教給ひき、故長尾市を以て倭大國魂を祭る神主とす、日本書紀、此後大倭氏世々其祭を掌りき、日本書紀、見えたるにて明かなり。その鎮座の地は、奈良縣大和國山邊郡朝和村大字新泉にして、現今官幣大社に列せらる。○葛木鴨の社は、延喜式卷九神名上に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四座、並名神大、月と次相昔新嘗とある是なり。祭神は阿治須岐託彥根命、多紀理比賣神、下照比賣神、天稚彦の四柱にして、蓋し苗裔神を配祀せるものなり。今高鴨神社と稱し、奈良縣大和國南葛城郡葛城村大字高鴨字神通寺に在り、縣社に列せらる。○出雲大汝神は所謂出雲大社の祭神にして、大國主神のことなり。延喜式卷九神名下に、出雲國出雲郡杵築大社、名神と見えたり。古之を天日隅宮と稱す、按ずるに神代に當りて、大國主神、國土を天孫に獻じて去り給ふや、天照大神之を嘉し給ひ、出雲國多藝志の小濱に宮を築き、天穗日命をして留まり仕へしむ、これ其の始なり。その宮造甚だ高大なるを以て、杵築大社の稱あり。垂仁天皇の御宇、本社を宮殿の如く改造す。島根縣出雲國簸川郡杵築町大字杵築東に鎮座し、今官幣大社に列せらる。猶この義解の天神地祇に就いて、古來種々の疑問あれ共、今之を一言すれば、大神宮儀式帳解に、國津社とあるを釋きて、天津神に對へる國津神には非ず、當國神と

良縣大和國山邊郡朝和村大字新泉にして、現今官幣大社に列せらる。○葛木鴨の社は、延喜式卷九神名上に、大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彥根命神社四座、並名神大、月と次相昔新嘗とある是なり。祭神は阿治須岐託彥根命、多紀理比賣神、下照比賣神、天稚彦の四柱にして、蓋し苗裔神を配祀せるものなり。今高鴨神社と稱し、奈良縣大和國南葛城郡葛城村大字高鴨字神通寺に在り、縣社に列せらる。○出雲大汝神は所謂出雲大社の祭神にして、大國主神のことなり。延喜式卷九神名下に、出雲國出雲郡杵築大社、名神と見えたり。古之を天日隅宮と稱す、按ずるに神代に當りて、大國主神、國土を天孫に獻じて去り給ふや、天照大神之を嘉し給ひ、出雲國多藝志の小濱に宮を築き、天穗日命をして留まり仕へしむ、これ其の始なり。その宮造甚だ高大なるを以て、杵築大社の稱あり。垂仁天皇の御宇、本社を宮殿の如く改造す。島根縣出雲國簸川郡杵築町大字杵築東に鎮座し、今官幣大社に列せらる。猶この義解の天神地祇に就いて、古來種々の疑問あれ共、今之を一言すれば、大神宮儀式帳解に、國津社とあるを釋きて、天津神に對へる國津神には非ず、當國神と

いふ意なり。古事記などにも、當國の神をしかいふ例あり。令集解に、自天下而坐
曰神、就地面顯曰祇、と有るを引て、土地に附たる功德に依て祭れるよしにて、山
城國風土記に、宇治郡木幡社祇社（祭神忍穗根命）、また久世郡水渡社祇社（天照
高皇靈尊）、と記るも同意なるべし。と云はれたるは、當れる説といふべし。○常典
者此令所載祭祀事條 常典とは、恒例といふに同じ、この神祇令に載れる仲春月次
祭より始めて季冬道饗祭までの、十九ヶ度の祭典の個條書即ち是也となり。

仲春 祈年祭

謂祈穀禱也。欲令歲災不作。時令順度。即於神祇官祭之。故曰祈年。

○仲春 二月をいふ。○祈年祭 此はトシゴヒノマツリと訓む。祈年とは、年を祈
るといふ義（この年は、稻の義。又稔と同じく、米穀一度熟成の義を取りて、一歳を
一年といへり。）にして、この祭は、毎年二月、播種の時に當り、神祇官及び國司の
廳に於いて、その歳風雨寒暑の災害なくして、年穀の豊熟せんことを、神祇に祈請する
儀なり。延喜式卷一四時祭上に、祈年祭爲中祀、と見ゆ。この祭に祈年の文字を

充てたるは、周禮註疏二十四に、凡國祈年于田祖○中註、祈年祈豐年也。疏○中釋
曰、祈祈豐年者、義取小祝求豐年、俱是求甘雨使年豐、など見えたるに據れ
り。この祭の起原は、古語拾遺に、昔在神代、大地主神營田之日、以牛穴食田
人、于時御歲神之子、至於其田、睡饗而還、以狀告父、御歲神發怒、以螻
放其田、苗葉忽枯損似篠竹、於是大地主神、令片巫カカカナナ志止ニナカナナケナ 臈巫今俗靈輪占 求
其由、御歲神爲祟、宜レトマケリ 獻白猪白馬白鷄、以解其怒、依教奉謝、御歲神答
曰、實吾意也、宜以麻柄ガラ柄 作持カセニ 持之、乃以其葉掃之、以天押草アマノオシクサ 押之、
以鳥扇トリウ 扇之、若如此不レ 出去者、宜以牛穴ウシノク 置溝口、作男莖形オノエノカガ 以加之、
是所以厭 以葱子フネノコ、蜀椒ナルヘシカイ、吳桃葉及鹽ウツノハ 班置其畔、古語以 仍從其教、苗葉復茂、
其怒也 年穀豐稔、是今神祇官以白猪白馬白鷄、祭御歲神之緣也、と見えたる如く、昔大地
主神が、白猪白馬白鷄を供へて、御歲神の怒を和め祭りしを縁とし、皇孫尊の降臨の
時より行はせられたる者の如し、然るを又、年中行事秘抄の二月の條には、四日祈年
祭事○職務有 官吏記云、天武天皇四年二月甲申祈年祭、○二十二社法式、年中行事 とせれ

と、日本紀天武天皇四年に此記事見えず、(廢務有前後齋)とある廢務とは、諸司政
 を行はざるを云ふ、康富記、應永二十六年二月廿八日癸卯の條に、予[○]案之、廢
 務者被^レ停^ニ止諸司政也、廢朝日者、官外記諸司政如^レ常、但天子不^ニ臨朝^一也、仍廢朝
 者、數少日或三ケ日、或七ケ日雖^レ被^レ行^レ之、於^ニ廢務^一者、限^ニ一日^一之由、先達有^ニ口
 傳^一と見えて、廢務は至^{ツテ}重きことなり、又祝詞考卷上には、祈年祭、[○]此祭は
 崇神天皇の御代に始めりとすべし、其御代、萬の大神を崇み給ふまゝに、天地の神
 うべなひまして、雨風時にしたがひ、百の種つものなりぬといふ事、紀にしるされ、
 且下の風神祭にも見えたり。或説に、此祭は、天武天皇の御代に始といへるはよし
 なし、大寶令の常行の祭に擧られしをおもふに、儀式などは、天武の御代さだめ給ひ
 けむ、とありて、崇神天皇の朝とせれど、こは上に云へる如く、神代よりの祭なるを
 思はれざりしなり。後世この祭の幣帛に預る社は、續日本紀卷三、文武天皇の條に、
 慶雲三年閏正月庚子、是日甲斐、信濃、越中、但馬、土左等國一十九社、始^ニ入^ニ祈年
 幣帛例^一、[○]其神名具^ニ神祇官記^一とあり、その後に至り、延喜式に詳に見ゆ、即ち同式卷一四時祭上の

二月祭の條に、祈年祭神三千一百卅二座。大四百九十二座。^{三百四座案上官幣、一百小二}
 千六百卅座。^{四百卅三座案上官幣、二}神祇官祭神七百卅七座。奠^ニ幣案上^一神三百四座、[○]注
 不^レ奠^ニ幣案上^一祈年神四百卅三座。[○]注國司祭祈年神二千三百九十五座。大一百八十
 八座、小二千二百七座。と見えて、その數頗る多し、而して官祭國祭共に、毎年二月
 四日之を行ふ。その儀式は、文武天皇の大寶令にも略制定せられしかど、その最も詳
 細なるは、貞觀儀式、延喜式等なり。就て見るべし。この祭も、龜山天皇の文永の頃よ
 り、朝廷の陵夷と共に衰頽に赴き、應仁元年の大亂を経て、遂に文明以後全く廢絶せ
 り。近世東山天皇元祿の頃再興の議ありしも行はれず。文明以後凡そ四百年を経て、
 今上天皇の明治二年二月廿八日、御再興し給ふこととなりて現今に至りぬ。現時宮中
 にては、祈年祭班幣を行はせらるゝ日即ち二月四日に、皇靈殿に於いて祈年祭を行
 はせらる。これを皇靈殿祈年祭といふ。而して祈年祭班幣は、二月四日宮内省に於い
 て、神宮以下官國幣社に幣帛神饌等を頒ちて送致する儀なり。先づ神宮への幣帛は、
 特に勅使として堂典を派遣し、十七日を以て供進せしめ給ふ。その幣帛は、皇太神

宮、豊受宮に、五色繩各拾五匹、白絹拾五匹、錦壹端、木綿拾五兩、麻拾五兩、神饌料金參拾圓、別宮(一所分)に、五色繩各七匹、木綿參兩、麻參兩、神饌料金貳拾圓の定なり。次に官國幣社への幣帛神饌等の料は、當日發送し、神社所在の地方廳に送附し、知事若くは事務官等をして供進せしめ給ふ。その祈年祭一社分は、官幣大社に幣帛料金拾五圓、神饌料金拾圓、官幣中社、國幣中社に、幣帛料金拾貳圓、神饌料金八圓、官幣小社、別格官幣社、國幣小社に幣帛料金九圓、神饌料金六圓の定なり。又二月十七日は伊勢神宮に於いて祈年祭を行はるゝが故に、宮中にては、賢所並に神殿に於いて、祈年の御祭典を行はせらる。これを賢所神殿祈年祭といふ。◎祈猶禱也。こは周禮鄭玄注の文なり。禱の字は、説文に禱告、事求福也、と見えたり。◎歳災不作。暴風霖雨、旱魃、蟲害などのおこらずとなり。◎時令順度。年中の寒暑の節の順序よくゆくをいふ。

因にいふ、この祈年祭の幣帛に預る三千一百卅二座の神は、皆延喜式神名帳に載れるものにして、後世これを式内の社と稱し、この幣帛に預からざる神は、一切この

帳に載らざる例なれば、これを式内に對して、式外の社と稱す。されば大社にても、この祭の幣帛に預らざるを以て、神名帳に記載なき社も尠からず。その一例を擧ぐれば、かの大原野神社(現今官幣中社にして、京都府山城國乙訓郡大原野村に鎮座す)は、延喜式卷一、四時祭上に、大原野神四座祭。右物料同。春日祭。春二月上卯、冬十一月中子日祭之とありて、祭の料物は春日神社と同じくして、朝廷より特に尊崇せられたる神社なれども、この祈年祭の幣帛に預からぬによりて、神名帳に入らざるなり。(後に長元三年二月廿日祈年祭案上幣に預ることゝなれり、そは類聚符宣抄一に見えたり)。又陸奥の鹽釜神社(現今國幣中社にして、宮城縣陸前國宮城郡鹽釜町に鎮座す)は、延喜式卷二十六、主税上に、祭鹽釜神一料一萬束、と見えたる如き大社なれども、こも亦、祈年祭の幣帛に預からざるによりて、この帳には入らざるなり。かくの如く、この神名帳に記載ざる、所謂式外の社の中にも、大社、舊社等尠からざるを以て、その記載の有無を以て、直にその社格を云爲するは所以なきことゝいふべし。

又、この祈年祭は、義解に、於神祇官一祭之とある如く、その幣帛は、皆神祇官よ

り願たれたるものにして、伊勢兩宮へは特に使を差遣し、その他の諸社には、祝等をして、當日神祇官の祭庭に來り受けしむる例なりしが、嵯峨天皇の頃より、この例に違ふもの多く、醍醐天皇の延喜の頃に至りては、偶、參會して、幣物を受くるも、之を私して、その社に供進せず、甚しきは、神馬の如き、都芳門外に於て、直に之を市人に沽るに至れり。されば、朝廷にては、屢、官符を下して、これらの不都合を戒飭したりと雖も、その流弊は改まるべくもあらず、依りて已むなく、當國の幣を以て充てしむるに至れり。類聚國史卷十、神祇の條に、延曆十七年九月癸丑、定、可奉、祈年幣帛、神社、先是諸國祝等、毎年入、京各受、幣帛、而道路僻遠、往還多艱、今使用、當國物、と見えて、これより所謂國幣といふこと起れり。幣帛授受に於ける祝等の懈怠の有様は、類聚三代格、また三善清行の意見封事に見えたり。即ち本朝文粹卷二に、意見十二箇條、善相公、清行。○上一應、消、水旱、求、豐穰、事。右臣伏以、國以、民爲、天、民以、食爲、天、無、民、何、據、無、食、何、資。然則安、民、之道、足、食、之、要、唯在、水旱無、沴、年穀有、登也。故朝家毎年二月四日、六月十一日、十

二月十一日、於、神祇官、立、祈年月次之祭、嚴加、齋肅、遍、禱、神祇、乞、其、豐熟、致、其、報賽。其儀公卿、率、辨官及百官、參、神祇官。神祇官每社、設、幣帛一、罍、清酒一、瓮、鐵鉢一枚、陳、列、棚上、又社或有、奉、馬者、焉。祈年祭二匹、月次祭二匹、亦皆左右馬寮、率、列、神馬、爰、神祇官讀、祭文、畢、以、件、祭物、頒、諸社祝部、奉、本社。祝部須、潔齋、捧持各、以、奉進、而皆於、上卿前、即以、幣絹、插、着懷中、拔、棄、梓柄、唯取、其、鉢、傾、其、瓮、酒、一、舉、飲盡、會、無、一人、全持、出、神祇官之門者、況、其、神馬、則市人於、都芳門外、皆買取而去。然則所、祭之神豈有、歆饗、乎。若不、歆饗者、何求、豐穰。伏望、申、勅、諸國、差、史生一人以上、率、祝部、令、受、取、此、祭物、慥致、本社、以、存、如在之禮、

略下と見えて、是實に延喜年中の事なり。神官の緩怠此に至りて極まれりと云ふべし。

季春 鎮花祭

謂大神狹井二祭也。在春花飛散之時、疫神分散而行、爲其鎮遏、必有此祭。故曰鎮花。

○季春 三月をいふ。○鎮花祭 此はハナシツメノマツリと訓む、鎮花とは、義解に云へるが如く、春花の飛散して夏季に移る頃は、疫神分散して、疫癘流行するに

より、その時を以て大神狹井の二神を祭り、疫氣を鎮め退むるが故なり。大三輪神三社鎮座次第に、祭禮事。鎮華祭者、式三月擇日、於神祇官奉敬祭當社狹井社也。當社行レ之。春華飛散之時、疫神分散而行レ瘡。爲ニ其鎮退、必有ニ此祭、故曰ニ鎮華祭也。此祭自大寶元年而始矣。狹井社大己貴命之荒玉也、と見えて、祭日は三月中の吉日を擇みて行ひ、或は晦日に行ふこともあり。この祭は、延喜式卷一、四時祭上に、鎮花祭爲ニ小祀と見えたり。◎謂大神狹井二神也。延喜式卷一、四時祭上に、三月祭、鎮花祭二座、大神社一座、狹井社一座と見えたり。大神の神のことは前にいへり。狹井は、延喜式卷九、神名上に、大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社五座、とある是なり。今奈良縣大和國磯城郡三輪町なる官幣大社大神神社の境内西尾岬に鎮座す。祭神は、大神大物主神の荒魂及び和魂、事代主神、媛踏輔五十鈴姫命、勢屋陀多羅媛命の五柱なり。この狹井神を祭れるよしは、標注令義解校本三に、狹井は、神名式大和國城上郡狹井坐大神荒魂神社これ也。瘡を鎮む爲に、大物主の和魂大神社と、荒魂狹井社とを祭らせ給ふ。崇神紀に、五年多疫疾とあり

て、七年に大物主の教に依て、大田々根子といふ者を以て、大物主の祭主とし給ひけるに、疫病始息とあり、この故事によりて也。」と見えたるが如し。即ち古事記中、崇神天皇の條に、此天皇之御世、疫病多起、人民死爲盡、爾天皇愁歎而、坐神牀之夜、大物主大神、顯於御夢曰、是者我之御心。故以意富多多泥古而、令祭我御前一者、神氣不起、國安平。是以驛使班于四方、求謂意富多多泥古一人之時、於河内之美努村、見得其人貢進。爾天皇問賜之汝者誰子也。答曰、僕者大物主大神、娶陶津耳命之女活玉依尾賣、生子名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多多泥古白。於是天皇大歡、以詔之天下平民榮。即以意富多多泥古命爲三神主而於御諸山、拜祭意富美和之大神前。又仰伊賀色許男命、作天之八十尾羅訶、此三字、定奉天神地祇之社。又於宇陀墨坂神、祭赤色楯矛。又於大坂神、祭黑色楯矛。又於坂之御尾神、及河瀨神、悉無遺忘、以奉幣帛也。○因此而役氣悉息、國家安平也。○日本書紀にも見

必有此祭。この必字、令集解には始字に作れり。始といへるは、蓋し崇神天皇の御時を指せるなるべし。

孟夏神衣祭。

謂伊勢神宮祭也。此神服部等、齋戒潔清、以參河赤引神調絲、織作神衣。又麻績連等、績麻以織敷和衣、以供神明。故曰神衣。

○孟夏 四月をいふ。○神衣祭 此はカムミノマツリと訓む。伊勢皇太神宮の祭にして、四月(又九月)の十四日に行ふ。この祭は神服部潔齋して、三河國の赤引の糸を以て、和妙(絹)の御衣を織り、又麻績連等、麻を績みて、荒妙(麻)の御衣を織りて、皇太神宮及び荒祭宮(皇太神宮の別宮九所の一にして、太神宮)に奉る祭なり。豐受宮は預をの祭式は、延喜式四、伊勢太神宮の條に、四月九月神衣祭。○中 右和妙衣者服部氏、荒妙衣者麻績氏、各自潔齋始、從祭月一日、織造、至二十四日、供祭。其儀太神宮司禰宜内人等率服織女八人、並著明衣、各執玉串、陳列御衣之後入。太神宮司宣祝詞、訖共再拜兩段、短拍手兩段、膝退再拜兩段、短拍手兩段一拜、訖退出。即詣荒祭宮、供御衣。如太神宮儀。但再拜兩段、短拍手兩段退出。また凡四月神衣

祭、預前一月晦日被除、九月、と見えたり。なほ詳なることは、皇太神宮年中行事の四月九月の條を見るべし。この祭の起原は、神名祕書に、舊記云、神衣祭者、皇太神宮御坐高天原之昔、人面等之遠祖天八千々姫、殖桑葉於天香山、以所蠶之御絲、織供進御衣於大神、御垂跡之刻、彼神達奉戴兩具御機具、天降御坐之以降、人面職掌人等爲其末葉、以女子者號織子、以男子者稱人面、職掌不違天宮之例、以四九兩月十四日、所謂進之御衣也、とある如く、太古天照大神、神服部等の祖天御餘命人面等の祖八千々姫をして、御衣を織りて供進せしめたるに因れり。又倭姬命世記に、垂仁天皇廿五年丙辰春三月、伊勢百船度會國、玉掇伊蘇國入座、即建神服織社、令織太神之御服、麻績機殿神服社是也。從是處始有、然後、隨神誨、造建神籬、取丁巳年冬十月甲子、奉遷於五十鈴川上、之後、覓清麗膏地、天和妙之機殿乎、同興于五十鈴川上側、令倭姬命居焉、于時、天棚機姬神、令織太神和妙御衣、給利、是名號磯宮矣。爰卷向日代宮御宇、日本建尊比々羅木乃以八尋鉾根、天、奉獻皇太神宮、留、即倭姬皇女、彼八尋鉾根波、納緋囊、天、皇太神

乃貴財止爲天、八尋機殿四方機、隱収天、爲皇太神御靈氏、奉崇祭留、令天棚機姫
 神裔八千々姫命、毎年夏四月秋九月、織神服、以供神明、故曰神衣祭也、とも
 見えれば、その起原最も古し。古くはこの令に載せたるが如く、神祇官にて掌る祭
 なりしも、後に伊勢太神宮にて自ら掌ることなれり。その時代詳ならざれども、
 恐らくは、延暦以前の事ならんか。かくて應仁の大亂以後、祈年月次等の諸祭と共に、
 この祭式も廢絶せしを、東山天皇の元祿十二年に至り、齒田一禰宜守洪の建言に依り
 て再興せられ今日に至れり、その祭は格の文に據るに中祀たり。現時神宮にては大祭
 の一となし、その祭日は次の如し。神御衣奉織始祭、五月一日午前八時。神御衣鎮
 謝祭、五月十三日午前八時、神御衣祭、五月十四日午前十一時。この和妙荒妙の御衣を
 織る所を機殿ハタノといひ、神服カネヘトリ、麻績アサの二殿あり。神宮雜例集に、神服機殿在飯野郡服
 村、麻績機殿在同郡井手郷、と見ゆ。◎此神服部等齋戒潔清以參河赤引神調糸、
 織織作神衣、集解卷一、孟夏神衣祭の條に、釋云、伊勢大神祭也。其國有神服部
 等、齋戒潔清以參河赤引神調糸、御衣織作、又麻績連等、麻績而敷和御衣織奉、臨祭

之日神服部在右、麻績在左也とあり。また太神宮儀式帳に、四月例以二十四日、
 神服部神麻績神部等、造奉太神御服、神服部織女八人、神麻績織女八人、とも見え
 たり。服部氏は、新撰姓氏錄大和國神別に、服部連、天御中主命十一世孫天御杵命之
 後也、と見えて、この神服部氏は、前に引ける釋に、其國有神服部とある其國は
 伊勢の事なれば、これ伊勢に居住の服部氏なり。參河赤引神調糸は、參河より奉る
 糸のことにて、三河國に、太神宮の御頭のありしことは、延喜式四、伊勢太神宮の
 條に、參河國二十戸と見え、又神宮の御領の事を記せる神風抄に、參河國新内荷前
 御調糸四勾、新加内荷前御調糸二勾とあるは、是即ち義解の所謂御調糸なり。赤引
 は、太神宮儀式帳解に、赤は明也、引は糸を清めて引也とありて、普通の白色の絹
 なり。三河國にては、かゝる由緒あるを以て、明治十三年に至り、同國北設樂郡稻
 橋村なる古橋輝兒氏模範村長と稱はれたる源六郎氏の父なりの薰陶を受けたる同
 村の有志岡田伊三郎、古橋嘉七、松井友吉等の諸氏は、曾て同國の羽田野榮木翁サカキの著
 したる三河國養蠶由來記並三河國蠶糸考を願書に添へて、愛知縣廳に差出したるに、

時の縣令國貞廉平氏は、直に之を神宮司廳に交渉し、司廳に於いても、異議なくこれを嘉納せしかば、こゝに數百年來廢絶せる舊儀を再興するに至れるは悦ぶべきことなり。◎又麻績連等績、麻以織敷和衣、以供神明。麻績は芋績の略語なり。標注令義解校本三に、麻績氏の事は、古語拾遺に、長白羽神、伊勢國麻績祖、種々麻績爲青和幣と見ゆ、これ長白羽神の子孫、伊勢の麻績氏の祖にて、麻を種て、これを以て青和幣を織れるよしにて、種たる方は主にあらず、爲青和幣とある方が主なり、故に和名抄に、多氣郡麻績とあり、されば織れる所は伊勢なれども、麻を種たるは伊勢にはあらずと知るべし。拾遺に、仍令天富命率日鷲命之孫、遣阿波國一殖穀麻種、其裔今在彼國、當大嘗之年、貢木綿麻布及種々物、所以郡名爲麻殖之縁也、とあるに依るに、麻を阿波に種たるは、天日鷲神の孫にて、その始は、同書に、令天日鷲神以津咋見神云々と見えれば、日鷲神に起れることしるく、即神名式に、阿波國麻殖郡忌部神社、或號麻殖神、或號天日鷲神と見えて、阿波に麻殖といへるは、麻を殖たるよりの名、伊勢に麻績といへるは、麻を績て織よ

りの名なれば、年々の四月御祭料の麻を、阿波より奉れるを、伊勢にて麻績氏の織れること、參河調糸もて、服部氏の織れると同例ならむ歟、但服部氏の織る和妙の糸は、參河の御神領より、直に伊勢に進るゆゑに、其由義解に注られたれ共、式の封戸の内に、阿波國の无きを思へば、麻績氏の織る荒妙の麻は、彼國より、直に伊勢には進らぬにやあらむ、神鳳抄に、阿波に桑の御厨あれども、こは後に寄られたるなるべし、かゝれば、麻は京都より送られて織なるべし、中古までも、阿波に麻を殖たる證は、建久五年六月仲資王記云、阿波國忌部久家、還補氏長者、件忌部者、大祀之時、職主荒妙御衣之氏云云、また承元五年九月業資王記云、參河國神服、阿波荒妙御衣云云、などあるを以て知べし。と云はれたるが如く、麻は阿波國の麻殖郡より献れるものなるべし。柴野栗山翁の藏本なる三木氏文書の三木氏は阿波の忌部氏の後なりに、繼、神部二人、右得神祇官解稱、爲令織進大嘗會荒妙御衣、差件等人、依例申送如件者、國宜承知依件行之、符到奉行、修里成吏立于種族四仕備辨、藤原朝臣判、正五位行左大史、小槻宿禰判、また左辨官、下阿波國、應早速令織荒妙御衣、

事、右權中納言藤原朝臣兼季宣、奉勅、大嘗會、悠紀所祈、宜仰彼國、依先例、以麻殖、忌部氏人、令織備、附神祇官、被進上者、國宜承知、依宣行之、延慶二年九月日、と見えて、後花園天皇の御代頃迄は、阿波國よりも、荒妙の衣を献上せること明かなる事實なれば、今の阿波國人も、前に擧げたる三河國の有志者の例にならひ、この古儀再興あらまはしくこそ。敷和衣、集解に、釋云、敷和者宇都波多也とあるに據りて、その訓を知るべく、而して、ウツは美しき意、ハタは機なり。又賀茂真淵翁の冠辭考四、しきたへの條に、神祇令の集解に、敷和者宇都波多といへる敷は、絹布の織めのしげき意、和はなごやかなるいひなれば、美織なり云々、と見えたり。この敷の字を用ひたるは、繁の意にして、織目の繁き義なり。供神明の神明は、天照大御神を指し奉れるなり。そは書言字考に、神明、今世斥天照大神、曰神明と見え、これより前既に、本朝世紀の天慶元年七月十三日戊午の條に、齋辛櫃二合、件辛櫃自古時號神明、在內侍所、相傳、口伊勢大神分身也、國事每祈禱、靈驗奇異云々、又年中行事秘抄、賢所雜事の條に、天慶元年七月十三日今日戊剋、內侍所自温明殿遷御清涼殿、齋辛櫃二合、

自古號之神明、在內侍所、相傳云、伊世大神令分身也、每事靈驗也、とも見えれば、この義解を書きし頃より、かくは稱へ奉れるものなるべし。

三枝祭。謂率川社祭也。以三枝花一飾酒樽祭。故曰三枝也。

○三枝祭。こはサイクサノマツリと訓じ、大和の率川社の祭にして、集解に、釋云、伊謝川社祭、大神氏宗定而祭、不定者不祭、即大神族類之神也。以三枝花一飾而祭、大神祭三供此、云三魚靈和靈祭、といへり。この祭は、義解に謂へるが如く、山百合の花を酒樽に挿し飾りて祭るによりて、この名あり。延喜式一、四時祭上に、三枝爲小祀とせり。而して三枝の如何なる草なるかは、諸説ありて一定せずといへども、古事記中、神武天皇の條に、於是、其伊須氣余理比賣命之家、在秋井河之上、天皇幸行其伊須氣余理比賣之許、一宿御寢坐也。其河謂佐草河、由者、於其河邊、山出理草多在、故取其山由理草之名、號佐草河也。山田とあるによりて、今は山百合といふに従へり。◎謂率川社祭

也。この率川社は、また三枝明神(春日社記)とも稱す。今は子守社といひて、奈良縣大和國奈良市字子守町に鎮座す。この地は、蓋し神武天皇の皇后伊須氣余理比賣命の御舊址なりしと云ふ。延喜式九、神名上に、大和國添上郡率川坐大神御子神社三座とあるは是にて、大國主神、勢夜陀多良比賣(大國主の妃)、姫踏躰五十鈴媛命(神武天皇の皇后)の三柱を祭れり。大倭神社註進狀に、大神氏家牒曰、小治田豊浦宮、御宇天皇推御世、建大神御子神(姫踏躰五十鈴命)宮於春日率川邑、本名狹井川邑大神君白堤奉齋之、大寶年中、始行祭禮、今三枝祭是也。養老年中、左大臣藤原史建子守、御母三島流媛、耳之女王玉櫛姫、狹井神、大己貴命魂、兩神社奉齋焉、と見えたるにて、鎮座の由來を知るべし。古くは、この令の規定の如く、四月に祭られしを、延喜式一、四時祭上には、三月祭、三枝祭神社(率川社)とあれば、延喜の頃は、三月に祭ることゝなれるならん、而して、この祭の品目に三枝を記さざるを見れば、この時代には、既にその儀式の變更せるものなるべし。

大忌祭。

謂廣瀨龍田二祭也。欲山谷水變成甘水。浸潤苗稼得其全。稔稔、故有此祭之。

○大忌祭。この祭は、延喜式七、祝詞に、廣瀨大忌祭ともありて、廣瀨神の祭なり。これを大忌(オホイ)といふは、大に忌み清まはりて仕へまつるといふ意を以てせる尊稱なり。廣瀨神社は、大忌神(日本)とも、廣瀨河合神(延喜式)ともいふ。延喜式九、神名上に、大和國廣瀨郡廣瀨坐和加宇加乃賣命神社、名神大、月次新嘗とある是にて、若宇迦乃賣命(即ち倉稻魂命)を祀る。この神は穀物を主宰し給ふが故に、風神祭と共に、四月四日(七月も同じ)この神を祭りて年穀を禱祈するものなり。中世二十二社の一に列し、現今は官幣大社にして、奈良縣大和國北葛城郡河合村大字川合に鎮座す。この祭は延喜式一、四時祭上に、大忌祭爲小祀、と見えたり。祭日は、前にいへるが如く、毎年四月七月共に四日にして、この日は廢務たり。その四月七月の兩度に、この神を祭られたることは、日本書紀の天武天皇四年四月(この文は下に出づ)と、五年四月辛丑(四)祭龍田風神、廣瀨大忌神、同年七月壬午(六)祭龍田風神、廣瀨大忌神とあるを初見

とす。而して、七月にこの神達を祭れるは、同書の天武天皇五年六月の條に、是夏大旱、遣使四方捧幣帛、祈諸神祇、亦請諸僧尼、祈于三寶、然不雨、由是五穀不登、百姓飢之、と見えたるが如く、悲惨極まれる状態にてありしを、この廣瀨龍田の二神に祈り、靈驗ありしにより、こゝに七月を以て、報賽の意、且は今年の五穀豊穰を祈らなために、この祭を爲し、ものならむ。そは義解の文と、續日本紀卷三十五に、寶龜九年六月辛丑、特詔遣參議正四位上左大辨藤原朝臣是公、肥後守從五位下藤原朝臣是人、奉幣帛廣瀨龍田二社、爲風雨調和秋稼豐稔也、とあるによりて推知せらるゝなり。さてこの廣瀨神社は、廣瀨社縁起に、夫當社者、人皇十代崇神天皇御宇、大和國廣瀨郡河合村出現給所以者云々、と見えたるが如く、崇神天皇の御代に、始めてこゝに鎮座せるなり。然るを、賀茂縣主太氏の祝詞愚意の廣瀨大忌祭の條下に、考賀茂縣のに、此祭の始は、崇神天皇の御代なるべし、されど上つ代には、内裏にて祭たまひて、御使などはあらずりけむ、仍て紀には、天武天皇四年四月よりを擧げるといはれつれど、彼御代には、たゞ萬神を祭賜ふにて、此祭の

始とすべきに非ざる事、祈年祭の下にいへると同じ、すべて此翁は餘りに古意を思はれたるより、かゝる僻説あり、天武天皇御紀四年四月癸未條云、遣小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足、祠風神于龍田立野、遣小錦中間人連大蓋、大山中曾禰連韓犬、祭大忌神於廣瀨河曲、と有て、此時より此處には鎮座なれば、猶此御代をこそ祭の始とはすべきなれ、仍て公事根源にも此文を引のせ給へり、本朝月令、年中行事抄等といへれど、この天武天皇の御代は四月と七月の祭の始にして、鎮座の始にはあらず。又鈴木重胤氏の祝詞講義六之卷、廣瀨大忌祭の條下に、王臣等乎爲使臣の臣字、本朝月令に卿に作れり、儲、考に、天武天皇四年癸未には、甲申朔にて遣小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足、祠風神于龍田立野、遣小錦中間人連蓋、大山中曾禰連韓犬、祭大忌神於廣瀨河曲、と有よりして、持統天皇迄凡絶す、御紀に四月七月御使の事は有れど、使人の名は略けり。略注四時祭式には、大忌祭右二社差王臣五位以上各一人、神祇官六位以下各一人充使と見えたり、と云れたるは然る言なるに就て、今思ふに、右の天武天皇四年の度には、龍田へは王使を進られ、當社へは其事無りしかども、

翌五年より四月七月兩度に御使を進せられ、崇神天皇御世の古例に復りて、恒例の神事に定りつるを以て、兩社を兼て程も違からぬ所の事故に、御使は一に爲られたるなり」といへるは、延喜式十一、太政官の條に、凡大忌風神二社者、四月七月四日祭之、式部省四月七月朔日點定社別王臣五位已上各一人申送辨官、辨官下知大和國（本見神紙式）とあると、又同式一、四時祭上、大忌風神祭の條に、右二社差王臣五位已上各一人、神祇官六位以下官人各一人充使、（下部各一人、神部各二人相隨）とあるとによりて、兩社の使を一つなりと思へるならむも、そは延喜式十八、式部上に、凡大忌風神二祭使、王臣五位王二人、臣二人、若王五位不足者、聽差王四位、但其名簿、四七兩月朔日點定申送辨官とあれば、廣瀨へも龍田へも、各別に王臣を遣されたること明かにして、重胤氏の所説の誤れるをさとるべし。◎謂廣瀨龍田二祭也、この義解によれば、大忌祭は廣瀨と龍田との祭の如くなれども、大忌祭は廣瀨、風神祭は龍田のことにして、元より別の神なれば義解は誤なり。かく誤れるは、二祭ともに同日に祭らるゝを以て混亂せるなるべし。◎欲山谷水變成甘水云々、この文は、祝詞式

の廣瀨大忌祭の祝詞に、（メダケイタチノシキマ、メヤクノクチヨリ、サケクナタカリニ、クダシタマフミツクマキトトウクナ） 皇神等乃敷座須山々乃自ノ口、狭久那多利爾、下賜水乎、甘水登受而、天下乃公民乃取作禮留、（オホフ、トシタアレキカセアケリツニアハセタマハス、ナガレコトノナリチハヘタマハ） 與都御歲乎惡風荒水爾不ニ相賜、汝命乃成幸波閉賜者云々、とある意を取りて成文せしなり。

風神祭。

謂亦廣瀨龍田二祭也。欲令_レ診風不_レ吹稼穡滋_レ登_レ故有_レ此祭。凡讀_レ此四祭者、先讀_レ神衣、其次三枝、其次大忌、其次風神、即與_レ公式令_レ連署、義同。以下諸祭並准_レ此例也。

○風神祭、この祭は、延喜式七、祝詞に、龍田風神祭ともありて、龍田神社の祭なり。龍田神社は、延喜式九、神名上に、大和國平群郡龍田坐天御柱國御柱神社二座（並名神大、月次新嘗、と見えて、祭神は天御柱命、國御柱命の二柱なり。）（天御柱國御柱とは風のとにして、即ち風神なり。）、中世二十二社の一に列し、現今は官幣大社に列せられ、奈良縣大和國生駒郡三郷村大字立野に鎮座す。廣瀨社縁起に、竊以神代昔、伊弉諾尊曰、我所_レ生之國、唯有_レ朝霧_レ而蕪滿哉、則吹

撥之息成神、號^シ級長戸邊尊、級長津彦尊、此風神龍田社也、とあるこれに同じ。又
 づ人の呼吸する氣息を始め、この天地の間を支へ持つ大氣に至る迄、皆この風神の
 大稜威にして、即ち天御柱國御柱と稱へ申すもこの義なりと知るべし。この社の創
 建は、延喜式八、祝詞に龍田風神祭、龍田田稱辭竟奉皇神乃前爾白久、志貴鳥爾、
 大八島國知志皇御孫命乃、○中^{オホ}大御夢爾悟奉久、○中^{オホ}我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱
 乃命止、御名者悟奉氏、○中^{オホ}龍田能立野爾小野爾吾宮波定奉氏、吾前乎稱辭竟奉者、
 天下乃公、民乃作、作物者、五穀乎始氏、草乃片葉爾至萬氏、成幸爾奉、平止悟奉支、是
 以皇神乃辭教悟奉處仁、宮柱定奉氏、○下とあり、又、龍田大明神緣起に、一本社、龍
 田峰上號^ス立野、崇神天皇御代、鎮^ス座此處一畝、とありて、崇神天皇の御代に祀られ
 たるものなり、然るを、日本書紀卷二十八、天武天皇の條に、四年四月癸未(十日)
 遣^ス小紫美濃王、小錦下佐伯連廣足、祠^ス風神于龍田立野、とあるによりて、天武天皇
 の御代とせるは甚しき誤なり。また、後世、同郡法隆寺村なる龍田比古龍田比貴神
 社と、この社とを混じて云爲するものあれども、元來、法隆寺村に在りといふ説

は誤にして、現に龍田神社の境内攝社なる龍田比古龍田比女神社は、世に新宮と稱
 し、延喜式内の舊社たり。而して、もと龍田神社は、現今の社地よりは、少しく離
 れたる三室山に鎮座せしを、後世今の社地に遷座せるものなればなり。この祭は、延
 喜式一、四時祭上に、風神爲^ス小祀とあり、その祭日は廣瀬と同じく、毎年四月七
 月の四日にして、この日もまた廢務なり。祭の使には、四位以上の諸王を參向せし
 め幣帛を奉らる。○謂亦廣瀬龍田二祭也、この義解の誤なることは、既に大忌祭の
 條下にいへり。○欲^シ令^シ診風不^レ吹稼穡滋^レ登^ニ故有^ニ此祭、診^シの字は、字彙に、陰陽
 氣亂^ル曰^フ診、音田、又音例、とありて、診風とは物を害ふ惡風をいふ。稼穡は、正
 韻に、種^ノ之田^ノ稼、歛^ル之曰^フ穡とあり。この文は、惡風吹かすして稼穡を登らし
 めむために、この祭を行ふとなり。○凡^ク讀^ス此四祭^ニ者云々、この義解は、神衣以下
 の三祭を讀む順序を示したるものなり。これを公式令の連署と同じ例に准じて、讀方
 をさとされたるは、大忌祭と風神祭との相關聯したる二祭の間に、三枝祭あるによ
 り、その順序を知らしめんとて、かくは書體を説明せるものなり。公式令の連署と

は、同令の解式の書式のことにして、その中の一を擧ぐれば次の如し。即ちこの神祭の次第は、この連署式の順序と同じとなり、そは右肩に標せる一二を見て知るべし。

解式

式部省解申、其事

其事云々、謹解。

- | | |
|---------|---------|
| 年月日 | 大録位姓名 |
| 一 卿位姓名 | 五 大丞位姓名 |
| 二 大輔位姓名 | 六 少丞位姓名 |
| 三 少輔位姓名 | 七 少録位姓名 |

この讀法は、當時明法家に傳へたる教授の方法なるべし。而して、かく次第したる趣旨は、神衣祭は、伊勢皇太神の祭、三枝祭は、疫癘を掌る神の祭。大忌祭は、五穀を掌る神の祭。風神祭は、悪風を防ぎ五穀の豊熟を掌る神の祭なればなり。また

後世、日を定めて祭らるゝ次第によれば、初は三枝祭にして三月。次は大忌、風神祭にして四月四日、次は神衣祭にして四月十四日なりしが、後にはかくの如き順序になり來れるなり。

季夏月次祭。謂於神祇官一祭。與祈年祭一

同。即如三庶人宅神祭也。

○季夏月次祭。季夏は六月なり。月次祭とは、月毎に祭るといふ謂にして、その祭幣を六月と十二月との二季(共に十一日なり)に、諸社に奉幣して、國家の安寧、聖體の福社等を祈請する祭儀なり。これを月次といふは、標注令義解校本卷三、この祭の條に、月次は毎月と云ひが如し、一年の月毎に祭べきを省き約て、六月十二月の二度に祭る也。」と云はれたるが如し。又、祝詞考上に、六月月次祭とは、祈年とひとしく、京畿諸國を合て、三千百三十二座の神たちへ、月毎に奉り給ふ幣を、六月と十二月の十一日に、諸國の神主祝部を神祇官へ集て頒給ふ也。その正月より六月までの幣は、十二月に頒、七月より十二月までの幣は、六月に頒ら給はせるなり。」

とも見えたり。この祭は延喜式一、四時祭上に、月次爲^{ツキナリ}中^{ナカ}肥^ヒとありて、その祭神は、同書一、四時祭上に、六月祭、^{准此}月次祭奠^{ツキナリ}幣^ヒ案^{アノ}上^ノ神三百四座並大、とある如く、總て三百四座なり、即ち祈年祭に案上幣に預る神にして、延喜式九、神名に、月次と標せる社をいひ、新嘗祭の祭神と全く同じ。この祭の史籍に見えたるは、續日本紀卷二に、文武天皇大寶二年七月己巳、在^ニ山背國乙訓郡^ニ火雷神^{ハノイカツチノカミ}、毎^ニ早祈^{ハル}雨^{アメ}、頻^ニ有^リ徵^シ驗^ス、宜^シ入^ル大幣^{オホヒ}及^テ月次幣^{ツキナリヒ}例^ニをあるを始とせれど、その實は、既に古くより行はれたるものなるべし。その祭日は、延喜式一、四時祭上に、凡^ル月次祭、六月十二月十一日とあり、その實例は、三代實錄三に、清和天皇貞觀元年六月十一日乙未、月次神今食祭。十二月十一日壬辰、月次祭神今食祭如^シ常、とあれば、早くより十一日に行ふを例とせるなり。(日本紀略十一に、一條天皇寛弘元年六月十日癸亥、月次祭とある十日は異例といふべし)。その祭事の刻限は、儀式一に、二月四日祈年祭儀。六月十二月十一日卯四刻、^{月次祭、六月朔一朔、所司辨備庶事。}とあれば、六月は、今の^{日、月次祭儀亦同。}約午前四時頃、十二月は、今の約午前七時頃より、所司祭事に着手せるものなり。か

の祝詞に、朝日乃^{アサヒノ}豊榮昇^{トヨサカノホリ}とあるは、一の形容に過ぎずなどいふものあれど、これによりて考ふれば、その實際を書きあらはしたるものといふべし。その祭場は、神祇官にて行ふを常例とすれども、時としては、中和院^{チユウワツ}(内裏の西に在りて、社稷神を祭る所なり)にて行ふこともあり。その祭儀は、祈年祭と全く同じくして、當日神祇官以下諸司の官人參集して、中臣祝詞を申し、伊勢皇太神宮以下諸社の幣帛を頒つなり。(唯供神の料物に少異あるのみ)この祭の詠れる後には、天皇必ず中和院に出御して、神今食(こはカムイマケと云ひ、又ジンゴツキとも云ふ。六月十二月月次祭の夜、天祖天照大神を神嘉殿に請じ奉りて、天皇親しく火を改め、新に炊ぎたる飯を供へ給ひ、又親らも喫し給ふ祭なり。)の祭を行はせ給ふ例なり。かく重き祭なるによりて、當日は廢務とす。後世に至りて、この月次祭は、兵亂或は用途の不足等に由りて、延引若くは停止することも多く、遂に應仁の大亂を経て、神今食と共に廢絶せり。◎庶人宅神祭 宅神は、貴嶺問答に、ヤカツカミと訓み、又、土御門院御集に、名所夏、かしは木の杜の下ばををりしさてやかつみかみをまつる比かな

と見え、又ヤケノミカミとも、又、イヘノカミ、ヤドノカミとも云ひ、各自の家宅を守護し給ふ神なり。その祭る神は、保食神ウケモチノカミにして、毎年四月と十一月との二季に、この祭を行へり。さて、この宅神に就いては、先哲の説あり。平田篤胤翁は、古史傳四に、木草に幸ひ給ふ御靈を屋船命ヤツボネノミコトと申す。此御名の意は、屋を古言に屋船と言ふにはあらしかと、年頃思へるに合せて、御鎮座本記を見れば、外宮神を御船代に鎮め奉れる事を云る下の注に、船代、則謂アツボネ天材木屋船之靈、故瑞舍名屋船一縁也、とあり。此文、謂より靈までは、文體あやしくて聞取、かたけれ、全文を見通して其意を取べし。此に依れば、屋船とは、瑞殿を云古言にて、船代とは、御靈實を納め奉る器を、屋船代と云意に活かして云名なり。然れば屋船命とは、豊宇氣毘賣命の屋船を幸ひ護り給ふ御靈を稱す御名にぞ有ける。今世にも與三祈年祭同、即如三庶人宅神祭也と見え、野府記曰、長元元年十一月廿五日乙卯、宅神祭、奥儀抄に、保食神は宅神也とも見え、また口口口に、宅神は倉稻魂命云々とあるなどを合せて思ふに、此頃までは、なほ屋船命と申すは、豊宇氣毘賣神の事なる由を世人の知て、宅神と云て月々にいみじく祭りけむこと知られたり。あな尊さかも、この大神はも、食物を幸ひ坐す御功德は更にも云さず、経緯の事も、此大神の御身に靈の生れるより始まり、木にも草にも幸ひ給ひて、屋船をさへに守護給へば、食物住所衣服の道を靈幸へ坐す本つ御祖神に坐て、尊しなと申すも更なる神徳になむ坐々ける。うべ天照大御神の重く此御靈を祭らせ給ける事よ、と見えて、この宅神は豊宇氣毘賣命を祭るとせり。又近藤芳樹翁は、大祓執中抄上に、朝廷に御籠をやることなき物にたふとびたまへるは、命繼食物を焚く所なればなりけり。さればは朝廷のみの事にはあらず、上中下おしなべて重くあがめ祭て、朝夕に焚く薪と火とは心を用ひ、穢なきやうにすべし、神祇令に季夏月次祭の義解に、即如三庶人宅神祭也とある宅神を、貴嶺問答にヤカツカミと訓り、土御門院御集に、かしは木のもりの下葉を折し、てやかつ神をば祭る比哉宅をヤカミと訓事、源氏の東屋、此宅神即竈神にて、家毎にある竈處カマドの事なり。木工棟頭爲忠朝臣百首に、神祭を爲屋、ならかしはそのやひらで、なたりつ、やぎのへつひにそなへつるかな、さある神祭し、

家神祭なること、やぎのへつひにそなへて知るべし、忠見集に、四月家の神まつる、年ごま、その證は、にまつらんかすはきれを見む、いたゞくかみのしらくるまでに、さある家神も宅神におなじ、その證は、

明月記の建久十年四月卅日の件に、今夜家神祭中略、件竈神、日來坐三坊門、去廿五日
渡ニ此宿坤方了、と見えたるにて、宅神の竈神なること明らかなり。拾芥抄に、祭宅神
吉日にて、日をば
たれど、月をば祀さず、されどかく思見集。明月記等の所見四月なれば、此月に祭るにやあらん、爲忠か、
朝臣家百首に、或は卯花をよみあはせ、或はまつる卯月さいふ歌を載たるなきを参考しておもふべし、
れば世人常に竈神を淨め齋きて、火穢を犯すことなかれ、と見えて、この宅神を竈
神とせれど、今は姑く前説に従へり。

道饗祭

謂下部等於京城四隅道上而祭之。言欲令鬼魅
自外來者不致入京師、故預迎於道而饗遇也。

○道饗祭 この祭は、ミチアヘノマツリと訓む、六月十二月の兩度に、京城の四隅
に八衢比古、八衢比賣、久那斗の三神を祀りて、鬼魅の外より來るを、京師に入れ
ざらしむる祭なり。されば、標注令義解校本三に、道饗祭は、六月晦日に、大祓事
畢て後行ふ、道饗畢て、同夜に鎮火祭行はる、道饗は、伊弉册尊の、黄泉にて崩ま
せる時の穢より起れる事にて、穢になれる邪神を、京師に入ざらしむる祭なり、と
いへり。祝詞正訓に、八衢比古、八衢比賣、久那斗止、御名者申氏稱辭竟奉久波、

根國底國與理、森備疎能來物用、相率相口會給事無氏、下行者下乎守理、上往者上乎
守理、世之守日之守爾守奉齋奉禮止とあるは、これ悪神の入り來るを、道路に禁遏せ

しむべく、これらの三神を祭るものなり。この祭は、延喜式一、四時祭上に、道饗爲
小祀と見えたり。○謂下部等於京城四隅道上祭之。この祭は小祭なるによりて、
ト部事を執り行ふなり。而してト部等と等の字を添へたるは、京城の四隅に一人づ
ゝ、合せて四人なればなり。京城四隅道上とは、京城は、宮城より左右兩京へかけ
ての總名なり。四隅道上は、令集解に、釋云、京四方大路最極といひ、又標注令義
解校本三には、四隅道上とは、京城大垣外に道あり、これを外畔といふ、古本拾芥
抄云、羅城十二丈、垣基半三尺、犬行七尺、溝廣一丈、東西南北如是とある内、垣基
犬行溝にて、合て二丈を除き、十丈の路四方に通じてあり、これ京の外郭の外也、そ
の四隅の角にて祭也、と見えて、その大垣外に在る道路の四隅の角にて祭るなり。
◎言欲令鬼魅自外來者不致入京師云々、こは上の祝詞の文に見えたる如く、
疫神を京師に入れざらしめむため、八衢比古、八衢比賣、久那斗の三神に祈りて、

邪神を預め道に迎へ、供物を致して防ぎ過むるといふ意なり。されば、令集解に、
釋云、京四方大路最極、卜部等祭、牛皮並鹿猪皮用也。此爲鬼魅自外莫來宮内
祭之、左右京職相預、と見えたり。而して、古史傳六には、義解文に、鬼魅自外
來者云々、豫迎於路而饗遇也とありて、其饗を外より來る鬼魅に備るよしに解れ
しは背へり、其はこの御祭の祝詞に、八衢比古、八衢比賣、久那斗神に、御饗を奉
らるゝ由は見えたりども、鬼魅に備ふるよしは、見えざるにて知られたり。然れば
義解文は、既く此祭の古意を心得誤れるものところを思はるれ。然るに祝詞考に、此
道饗祭は、令義解に、鬼魅の來るを、道にて饗遇といへれば、却祟神祭の如く、
その惡神を饗し和して、かへすことをも云べきに、たゞ衢神を祭ることのみあるは
いかに、文の拙くして、言のゆかぬ故に、洩たるにや、と云れしは、疑ひの本末た
がへり、はた此文に何の拙き所か有らむ、といはれたるは至言といふべし。

鎮火祭

謂在宮城四方外角、卜部等饗火而祭。爲防火災、故曰鎮火。

○鎮火祭、こはヒシヅメノマツリと訓む。或説に、火字の上に在る時は、ホカゲ、
ホノホなごいふ如く、これもホシヅメと訓むべしといへれど、必ずしも然らず。こ
の祭は、火災を防がん爲に、火神迦久都知神を祭るなり。この起原は、新撰龜相記
の本辭に、又有二兩神、伊佐諾命、伊佐波命、兩神立三天津橋、指下牙云々、然後生三成大八州島
併諸神、最後所生迦具土神、所燒玉門二神避坐也。到三坐黃泉平坂、所思上國生置
惡兒還坐、生三金山彦金山姫、金神也、今彌都波能賣神、水、埴山彦埴山姫、今土器神、
教曰惡子荒時波等鎮之、故六月十二月之季之月、大宮四隅火鎮之祭也、と見え、又
詔詞式の鎮火祭の條に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁織給氏、國能八十國
嶋能八十嶋乎生給比、八百萬神等乎生給比氏、麻奈弟子爾火結神生給氏、美保止被燒
氏石隱坐氏、夜七夜晝七日、吾乎奈見給比會、吾奈妹乃命止申給比支、此七日爾波不
氏隱坐事奇止氏、見所行爾時、火乎生給氏、御保止乎所燒坐支、如是時爾、吾名妹乃
命能吾乎見給布奈止申乎、吾乎見阿波多志給比津止申給氏、吾名妹能命波上津國乎所知食
皆志、吾乎下津國乎所知止申氏、石隱給氏、與美津枚坂爾至坐氏、所思食久、吾名妹命

能所^ノ知^シ食^ハ上^ニ津^ノ國^ニ爾^ニ、心^コ惡^ノ子^ヲ乎^シ生^シ置^キ氏^ト來^リ奴^レ止^ム宣^シ氏^ト返^リ坐^シ氏^ト、更^ニ生^レ子^ヲ、水^ノ神^ト、匏^ノ川^ト、菜^ヲ、埴^ノ山^ノ姫^ト、四^ノ種^ノ物^ヲ乎^シ生^シ給^フ氏^ト、此^レ能^ク心^コ惡^ノ子^ヲ乃^チ心^コ荒^ク比^シ留^ル波^ト、水^ノ神^ト匏^ノ埴^ノ山^ノ姫^ト川^ノ菜^ヲ乎^シ持^テ氏^ト鎮^メ奉^ル禮^ト止^ム事^ヲ教^ヘ悟^ル給^フ支^ト。」とも見えて、太古伊弉冉尊、火神軻遇突智を生み給ひし時、火神の國土人民に、災害を爲さんことを慮り、水神匏川菜埴山姫を生みて、之に備へたまひしことあるに原づけるものなり。而して、この祭は、延喜式一、四時祭上に、鎮火爲^ニ小^ノ祀^トとあり。標注令義解校本三に、道饗祭は、六月晦日に大祓事畢て後行ふ、道饗畢て同夜に鎮火祭行はる。○中 鎮火は日本武尊の向火と同意の祭なり。」といへり。○謂^ニ在^ニ宮^ノ城^ノ四^ノ方^ノ外^ノ角^ト、宮城とは十二の宮門の内のことにして、内裡を始め、朝堂院、豐樂院、諸官省等、皆この内に在り。この宮城の四方の外角なり。標注令義解校本三に、宮城四方外は、外重の外也、宮城の北大路一條通、南の大路二條通なり、東西の大路を並に大宮と云、此一條の東西の大宮の角と、二條の東西の大宮の角にて、卜部等此祭を行ふ。」と見えたり。○卜部等鑽^レ火^ノ而^シ祭^ス、四方の外角に、卜部等一人づゝ赴きて、火を鑽りて祭るなり。その火を鑽るに、打^ツと切^ルとの別あることは、標注令義解校本三に、記傳に、和名抄に、火鑽和名比岐利、凡て火を出すに、打と切との異あり、中卷倭建命段に、以^テ其^ノ火^ヲ打^ツ而^シ打^ツ出^ス火^トとあるは、打火にて尋常の如し、上代より忌清る火は、皆鑽^リ出^ス也、今も大神宮の忌火屋殿にては、枯たる楯の木口を切り、其木口の中央にくぼみをつけて、錐の柄の如くなる木を以て、かの木口をもみて火を出す也、靈異記に、鑽^リ岐^ノ里^ト、又母美とあり、キルは輾磨る也」と見えたり。而して、延喜式一、四時祭上の、この祭の料物に、藁^ノ四^ノ圍^トとあるは、その鑽りたる火を藁にうつして祝詞を申すものなるべし。この藁を用ふる事は、維新の頃も、下賀茂の社家にては、火を他より乞ひ請けて藁の束にうつし、それを以て炊事の用に供せられたり、こは、恩師井上翁當時實見せられしことなり。

孟秋大忌祭

風神祭

○孟秋大忌祭、風神祭、孟秋は七月のことなり。共に七月四日に行はる、祭にして、

この時、稻穀成熟の節なるを以て、再び廣瀬龍田の神を祭るなり。詳くは前にさしり。就いて看るべし。

季秋神衣祭

謂與孟夏祭同。

○季秋神衣祭、季秋は九月のことなり。この月の十四日、伊勢皇太神宮に冬の御衣を供へ奉る祭なり。今の御衣祭は十月十四日午前十一時に行はる。○與孟夏祭同、四月の神衣祭と同じとなり。

神嘗祭

謂神衣祭日、使即祭之。

○神嘗祭、こはカムニヘノマツリと讀むべし。又カムニヘとも、カミニヘとも云ふ。後世カムナメ、若くはカムナヘといふは、カムニヘの轉訛なり。嘗の字を書くは、漢土にて、秋の祭を嘗と云ふにより、その義を借りたるなり。この時新穀既に成熟したれば、それを以て神酒神饌に造り、伊勢太神宮に奉らせ給ふ祭にして、太神宮

三時祭六月十二月の月次の一なり。延喜式一、四時祭上には、神嘗爲中祀とせり。祭日は、外宮は九月十六日、内宮は九月十七日なり。この月十一日に幣帛を發遣せらる、これを例幣と稱す。その例幣を發遣せらる、時は、天皇、大極殿の後房即ち小安殿にて御拜の儀あり。(大極殿廢絶の後には専ら神祇官を用ひたり)。そのとは、延喜式二、四時祭下に、九月祭、伊勢大神宮神嘗祭、略右當月十一日平旦、天皇臨大極後殿一奉幣、事見儀式其使諸王五位已上、及神祇官中臣忌部官各一人、給當色、執幣五人、使從者三人、各給潔衣布一端、但齋王初參入之時、設御座於大極殿、事見儀式と見え、又祭使は、同書十一、太政官の條に、凡九月十一日行幸八省院、奉幣於伊勢大神宮、其使者、太政官預點五位以上王四人、用卜食者一人大臣奏聞、宣命授使王、共神祇官中臣忌部發遣、とありて重き祭とせり。抑、この九月十七日を以て、皇太神宮を祭らせらる、ことは、深き由縁あることにて、この日は、大御神の御鎮座の月日なるによりてなるべし。即ち日本紀垂仁天皇二十五年の條の一書に、取丁巳年(二十六年)冬十月甲子、遷于伊勢國渡遇宮とあるを、日本紀通證に、冬十月嘗作

秋九月、澁川氏曰、以長曆推之、此年十月無甲子、九月十七日爲甲子、至今
 内宮祭日也とあるは、最も従ふべき説なり。なほ大倭神社注進狀(類從)に、繼向珠
 城宮御宇天皇仁垂廿七年(七は六の誤なり)戊申朔甲子、以皇女倭姫命爲御杖代、
 貢天照大神、倭姫命隨神誨、立宮於伊勢國渡邊五十鈴川上、奉遷焉(これ古文)
 の日本紀の文にして、伴信友ぬしの校本もこれに同じ。とあるは、確に舊記の文に
 して、こゝによく合へり。次に、この祭の由來を考ふるに、天曆勘文には、垂仁天
 皇の御世に始まりたる由見えたるも、正しく國典に所見あるは、文武天皇の大寶の
 制に、九月祭を行ふ、神衣祭の使をして之を祭らしむ、とあるを始とす。その後、
 元正天皇養老五年九月十一日に、特に使を遣して幣帛を奉らしめ、十六七の兩日を
 以て、内外宮を祭らるゝを恒例としたり。爾來種々の沿革あり、壽永の大亂を経て
 朝綱の廢弛と共に、祭祀の式典も亦舊制の如くならず、遂に後土御門天皇末年の頃
 に至りては、全く廢絶に歸せしが、後光明天皇正保四年に、勅して之を再興せられ、
 孝明天皇元治元年に、荷前の調絹、及び幣馬を奉獻することを再興せられたり。現今

は十月十七日を以て祭日とし、伊勢大神宮には、豫め勅使(掌典)を差遣され、十六
 日午後五時、豐受大神宮に奉幣あり、翌十七日午後五時に、皇大神宮に奉幣あり、
 その幣物の色目は、皇大神宮に、五色繩各拾五匹、白絹拾五匹、錦壹端、御衣叁匹、
 絹四拾七匹二丈、五色幣料絹壹匹、御門幌料絹叁匹貳丈、木綿拾五兩、麻拾五兩、
 別宮九所各絹壹匹。豐受宮に、五色繩各拾五匹、白絹拾五匹、錦壹端、御衣貳匹、
 絹叁拾七匹三丈、五色幣料絹壹匹、御門幌料絹貳匹叁丈、御饌殿料絹貳匹、木綿
 拾五兩、麻拾五兩、別宮四所各絹壹匹なり。當日宮中にては、神宮御遙拜並に賢所
 御親祭を行はせらる、◎謂神衣祭日使祭之、この義解は大なる誤なり。そは、こ
 の神嘗祭と神衣祭とは、祭日に隔りあるのみならず、神衣祭には、使の發遣もあらず
 れば、便宜に祭るべくもあらざればなり。使の字舊刻本寫本に便字に作れり、今集
 解に従ひて改む。

仲冬上卯相嘗祭。

謂大倭、住吉、大神、穴師、恩智、意富、葛木鴨、紀伊、
 國日前神等類是也。神主各受三官幣帛而祭。

○仲冬上卯相嘗祭 仲冬は十一月なり。相嘗祭はアヒムベノマツリとも、又アヒムベノマツリとも訓む。共に相新嘗の略語なり。この祭は、新稻を以て造れる御饗及び御食を、天皇の聞食し給ふによりて、神等にも御饗し給ふが故に、相嘗祭と云へり。即ち、新嘗祭に先だちて、新穀を神祇に供せらるゝ祭にして、大神宮の神嘗祭に同じ。この祭に預る神は、京中及び山城、大和、河内、攝津、紀伊の五國に在る所の七十一座にして、延喜式九、神名の條に、相嘗と標記せる社是なり。十一月上の卯日、神祇官人、諸社の祝等に幣帛を頒ちて、各その社に奉供せしむ、而して祭祀の料は、その國の正税及びその社の神税を用ひしむ。そは延喜式二、四時祭上の條に、相嘗祭神七十一座、○中略右預相嘗祭之社如前、十一月上卯日祭之、其所須雜物、預申官請受、付祝等奉班、酒料稻者、用神税及正税、とあるが如し。(この文に祝等とあるは、諸國に在る神社に奉仕する祝を云へるなり。)又、田令に、凡田租准國土收穫早晚、謂收穫者、收歛也、獲刈也、早晚者、九月爲早、十一月爲晚也。九月中旬起輸、十一月卅日以前納畢とあるは、九月十月に貢奉れる稻を、此の相嘗祭に上るものなり。

り。この祭の史に見えたるは、日本書紀二十九、天武天皇の條に、五年十月丁酉、奉幣帛於相新嘗神祇、(相新嘗とは即ち相嘗のことなり)とあるを始とすれども、その後朝綱の弛廢と共に、この祭儀も、早く衰へしが如し。さて、神祇志料五、神嘗祭の條に、按讀日本紀、延曆九年九月甲戌、伊勢太神宮に、相嘗、幣帛を奉るとある甲戌は、即十一日にして、相嘗は即神嘗の事と聞ゆ、さて神嘗を相嘗としも云るは、疑はしきが如く思はるれど、神嘗相嘗新嘗は、唯名の異なるのみにて、其祭禮は何れも同じきなり、其はみな新稻を以て造れる御酒御食を、天皇の聞食給ふに就て、諸神にも奉らるゝ祭なれば也、但太神宮は諸神と異なる故に、専ら太神に供奉る由にて、九月を神嘗と名づけ、十一月上卯日七十一座に奉るを相嘗と云ひ、下卯日三四四座の神に奉るを、新嘗と云て、云別けしものなる事著し、延曆の頃は、其祭儀も甚明白なりし故に、其義を得て、相嘗とも書れしなるべし。」と云はれしは適説といふべし。◎大倭住吉大神 この三社は前に云へり、就いて看るべし。◎穴師 此は、延喜式九、神名に、大和國城上郡穴師坐兵主神社、名神大、月次、相嘗、新嘗とある社

にて、今磯城郡^{イソノキ}日向村大字^{アサシ}穴師に鎮座せり。◎恩智^{オンチ} 此は同書に、河内國高安郡恩智神社二座、並名神大、月次、相嘗、新嘗とある社にて、今中河内郡南高安村大字恩智の東に鎮座せり。◎意富^{イチフ} 此は同書に、大和國十市郡多座彌志理都比古神社一座、並名神大、月次、相嘗、新嘗とある社にて、神武天皇と神八井耳命とを祭り、今磯城郡多村大字多に鎮座せり。◎葛木鴨^{カキキ} この社のことも前に云へり。就いて看るべし。◎紀伊國日前神社、名神大、月次、相嘗、新嘗此は同書十、神名に、紀伊國名草郡日前神社、名神大、月次、相嘗、新嘗とある社にて、日前大神を祭る。(此は、天照大御神天石窟に入りまし、時、石凝姥命を治工とし、初度に鑄造せる鏡を以て、皇孫瓊杵尊天降の時、護身として副へ奉りしを、この社の神靈としたるなり。)今海草郡宮村大字秋月に鎮座し、日前神宮と稱し、官幣大社に列せらる。等類是也とは、この相嘗祭に預る神は、七十二座あるによりて、こゝに擧げたる社の外にも多くあることを知らせたるなり。◎神主各受^{カミナリ}三神幣帛^{カミナリ}而祭^{カミナリ} それく神祇官より幣帛を受け取りて祭るといふ意なり。前に擧げたる延喜式の文に觀とあるは、この神主といふに同じ。

下卯大嘗祭

謂若有^{カミナリ}三卯者、以^{カミナリ}中卯^{カミナリ}爲^{カミナリ}祭日、不^{カミナリ}更待^{カミナリ}下卯也。

○大嘗祭 此はオホニホノマツリと訓じ、轉じてオホムベとも云ふ。又後世は字音を以てマイシヤウサイとも稱す。而して大嘗は、オホニホノマツリ大新嘗の約りたる詞なり。この祭は、天皇の新穀を喫し給ふに就きて、まづ之を神宮始めその他の神祇に供し給ふ祭儀にして、所謂^{カミナリ}毎年^{カミナリ}の新嘗祭^{カミナリ}のことなり。上古にありては、新嘗、大嘗の區別なかりしが、天武天皇の御世に至りて、御代の始に行はるゝを大嘗祭と云ひ、毎年行はるゝを新嘗祭と云ひ、始めて區別を立てたり。かくせるは、一代一度の大嘗祭と混じ易きより、唱へかへたるものなるべし。されど、この令にては、なほ重きに從ひて、大嘗祭と稱せれど、その實は新嘗祭のことなり。又、標注合義解校本三に、大嘗は後世所謂新嘗也、後世は毎年行ふを新嘗といふ、踐祚に行るゝを大嘗と云。此令にては其別なく、共に大嘗と云、但皇極紀に、元年十一月丁卯、天皇御新嘗、是日皇子大臣各自新嘗、と見えて制令より以前に、朝家のを新嘗といへる事もあり。

かど、令制の時、かく大嘗と定られたる也。大とは相嘗にくらぶれば、祭神いと多くて、大なる祭なれば、大嘗といふ。さて新嘗をば、ニヒアへとよむ。是を約むればニへなるゆゑに、大嘗をオホアへとよまて、オホニへと云、字類抄に、ミニヘノマツリと訓るも此義也。當年の新稻を嘗する祭にて、今世俗間の秋祭は、これに倣へる也、と見えたり。案ずるに、日本紀一、神代卷に、是後素戔嗚尊之爲行也甚無狀、何則、天照大神以天狹田長田爲御田、時素戔嗚尊春則重播種子、重播種子、此云重根且毀其畔、毀此云波那豆秋則放天班駒、使伏田中、復見天照大神嘗新嘗時、此云ニハナヘケコレメストキヲ則陰放屎於新宮、と見え、又、古事記上に、爾速須佐之男命、コノニハヤスサノヲノリコト其於聞キコシメ看大嘗之殿、ノオホニノノトニクシマリ屎麻理、此二字ヲラシヤ散、と見えたるは、これ大嘗新嘗の名の始にして、後世新嘗の起原なり。然るを、神祇志料五、新嘗祭の條に、景行天皇の御世、膳臣祖磐鹿六猶命、オノイハカユヅカリノイコトイケ御食仕奉る時に、若湯坐連祖豐、ワカユヅクシノオヤトヨヒノムラサヒヒキラ日連に火鑽しめて、此を忌火として御食炊奉り、又大八洲に像りて、八男八女定めて、新嘗祭に供奉り始ぎ、新嘗祭此に始る、本朝月令、年中行事、秘抄並引高橋氏文とあれど、こは氏文に見えたる如く、大八洲に像りて八男八

女定めて、新嘗祭に供奉り始ぎ、とあれば、この時、この式を用ひて祭りたる事の始にして、これを以て、新嘗祭の起原とするは首肯しがたし。また天武天皇の五年九月に、神宮の奏によりて、この新嘗の爲に國郡を卜定して、尾張國山田郡を齋忌となし、(この山田郡は、後にその土地を春日部郡と愛智郡とにつけて、その郡名は廢せられたり)、丹波國訶沙郡を次とせり。即ち日本書紀卷二十九に、天武天皇五年九月丙戌、神宮奏曰、爲新嘗、ト國郡也。齋忌、齋忌此云齋忌則尾張國山田郡、次此云、須岐也丹波國訶沙郡並食、トとある是なり。又、同書三十に、持統天皇五年十一月戊辰、大嘗、神祇伯中臣、朝臣大島讀、天神壽詞、壬辰、賜公卿、乙未、饗公卿以下、至主典、并賜絹等、各有差、丁酉、饗神祇官長上以下、至神部等、及供奉播磨國因幡國郡司以下、至百姓男女、并賜絹等、各有差、など見えたるを以て、天皇御一代一度の大嘗も、毎年行はれたるものなりとの説を立つれども、こは古史傳二十九下に、右二御代のことを考ふるに、常の新嘗の時にも、二箇を御卜にて、定賜へる事有りしなり、といひ、又同書の分註に、矢野玄道翁の説を擧げて、また

同、天皇四年二月紀に、我、皇祖之靈云々と詔出て、靈時を鳥見山中に立て、皇神天神を祭賜ふとありて、釋紀に、於上小野祭、天神、於下小野祭、地祇者歟と有るより、或人の、此を大嘗祭を仕奉賜ふと説るは、時日も合はず、右の師説に違へば甘心ひがたし、されどかゝる時じくの御祭にも、悠紀主基の二箇を定めて、行はせ賜ひし徴は、百四十八段、また下條に引る、天武天皇、持統天皇、御世にも見えれば、上小野をば悠紀、下小野をば主基に、仕奉り賜ひしにも有なむか、と見えたるが如く、大いなる御祭典には、悠紀主紀の國を立て、祭らせられたるものなるべし。さてこの祭に預る神は、延喜式二、四時祭に、十一月祭。新嘗祭奠幣案上二神三百四座並大。右中卯日、於此官神官齋院二官人行事、諸司不と見え、同書九、神名の條に、新嘗と標記せる社是なり。而して、この祭は延喜式一、四時祭に、新嘗爲中祀と見え、また古くは廢務たり。祭殿はもと神嘉殿なりしが、後世に至りては、専ら神祇官にて行ひ、又宮内省にて行はれしこともあり、元文の再興以後、寛政の造内裏迄は、紫宸殿を神嘉殿代として行はれたり。この祭の翌日辰日、天皇豊樂院に出御

ありて、太子以下群臣に饗饌及び祿を賜ふ、これを豊明節會といふ、即ち新嘗會なり。大歌所五節の歌を奏し、笛工、彈琴、古風の糸竹を合せ、舞姫參入して五節を舞ふなり。そも、新嘗祭は、天皇の御親祭し給ふ朝廷の大典なりといへども、應仁の大亂以後、朝綱の弛廢と共に祭儀も舊の如くならず、後花園天皇の寛正以後二百二十餘年間は、全く中絶せしを、東山天皇の貞享五年に至り、新嘗御所といふ事始まり、次で櫻町天皇の元文五年十一月廿四日新嘗祭を再興せられ、その後毎年の恒例となれり。かくて維新の後、明治元年新嘗祭の布告あり、次で四年より神宮並に官國幣社へ幣帛を奉らるゝこととなりぬ。現今神宮並に官國幣社への幣帛料は、總て新年祭と同じ、この祭は古來十一月中、卯日(卯の日)なる時は下の卯の日を用ひ、時刻は、神今食と共に、戌の一點より卯の二點と定めたりしが、明治六年改曆の後十一月廿三日を祭日と定められたり。現今の新嘗祭にも夕次第と曉次第とありて、聖上神嘉殿に出御あらせられて、御親祭あらせ給ふ。その次第は、官報に就いて知るべし。さてこの新嘗祭に、古來朝夕の次第あることは、古史傳卷二十九中に、ま

九集解に、釋云、朝諸神相嘗祭了供奉新物也、朱說云、鎮魂祭之後可爲大嘗祭、
 と見え、職員令に、大嘗とある義解に、謂嘗新穀以祭神祇也、朝標注に云く、年中行事抄に引
るに、則、諸神之相嘗祭、夕者標注に、者、長風本、及、供新穀於至尊一也、標注に云く、跡に
字あり、然則上下卯日、相嘗、大嘗、並无別哉、答上卯所司所行也、下卯爲以新穀供至尊所祭耳、云々、これにて明也、されば、上卯相嘗祭は、神名式社名下の注に、相嘗とある是也、下卯大嘗の朝の相嘗祭は、
 同式社名下の注に、新嘗とある是也、式の新嘗、即令の大嘗也、されば、式の社名下の注の新嘗は、即、朝
 諸神之相嘗祭、とあるに當るを知へし、至尊は、抄に天照大神也とあり、さて義解に依れば、まづ朝に諸
 神を祭り、夕に至尊を祭給ふが如くなれ共、然にありすまで、九條年中行事、江次第に引て、夕を先にし、朝を
 後にせり、義解は時の順に隨て、朝云々、夕云々さかける也、と云り、但し至尊云々は、桃盛殘輝の脱な
 れ、至尊とは、公式令に據るに、現人神を申すこと明なれば、此義解は、或脱の如く、朝とは
 朝夕の大御饗の事を大概にいひ、夕とは辰巳御直會の事を申せるこそ、なほ末に三を合見べし、
 同卷の下、於千秋之五百秋之相嘗の注に、此は皇御孫命の、長御膳遠御膳と、大
 嘗を聞食むに就て、皇神等も千秋五百秋の相嘗に、著給ひてとなり、上にも説る如
 く、天皇の大嘗聞食す御賀事に就て、皇神等を相嘗に祭らせ奉給ふなり、皇神等母
 と有る、母の辭に深く心を著べし、とも説り、されど玄道が意には、悠紀主基なる
 神庭に、皇大御神等を、主と招請奉坐て、其相嘗に天地の間に御功德尊崇と、皇神

等をも普くませ奉りて、大御膳奉り賜ふを申す稱にやと所思ゆるなり、上に舉たる令、義解に、朝に相嘗とあるは、此なる朝夕の大御饗を兼有り、或人の脱るが如くなるべし、と見えたるによりて明かなり、今の代御代におけ
 る新嘗祭に新穀を奉ることは、細川文學博士の明治年中行事に、大嘗には古來悠紀
 主基の國郡を卜定して、その國郡より神供の新穀を貢せしむる例なれども、新嘗に
 は中古以來その事なし、明治以前は、山城國宇治郡の御料より、神供の新穀を貢す
 るを以て例とせり、明治の初には定まりたるもなかりしを、同五年以來は、大藏
 省より之を納めたり、同十一年よりは、東京府より之を納め、同十四年よりは植物
 御苑中の收入米を用たり。同十五年十二月、贈太政大臣岩倉具視建言して曰く、大
 嘗、新嘗の祭典に先だち、各地方の農民に、新穀を貢納することを許し、其の新穀
 を神饌に供し、祭祀畢る時は、供神の胙を貢納せし農民に頒ち賜ふ時は、國民の農
 を重んじ、粟を貴ぶ風を振興し、忠孝敬愛の情を啓導するに足らんと、其の議當時
 行はれざりしが、同二十六年に至り、地方官、具視の議に本づき、篤志の農民に献
 米を許されんことを、宮内省に願ひ出で、宮内大臣の許可を得たり、今日も年々

各地方の農民より、献納する所の新穀を神饌に用ひさせ給へり」と見えたるによりて知るべし。◎謂若有三卯者云々、大凡は下卯を以て祭日と定められたれども、年によりては、この月に卯の日三度あることもあれば、その時は中の卯日を以て祭日とすとなり。延喜式八、祝詞に、皇神等乃前爾白久、今年十一月中卯日爾、天都御食乃長御食能遠御食登、皇御孫命乃大嘗聞食奉為故爾云々とあるによれば、初めてこの祭を行はせられたる月は、卯の日三度ありしものと思ゆ。

寅日鎮魂祭

○鎮魂祭、こはタマシヅメノマツリと訓む。天皇の御魂を鎮安して、大御命の長壽を祈り、大御世を壽ぎ奉る祭なり。その起原は、神武天皇元年、物部氏の祖先宇摩志麻治命が、その父饒速日命の天降の時、將來せる十種の瑞寶を献じ、鎮魂の祭法を陳べたるにあり。即ち舊事紀七、天皇本紀の神武天皇の條に、辛酉爲元年、十一月丙子朔庚寅、日守摩志麻治命奉齋齋殿内、於天璽瑞寶、奉爲帝后、崇鎮御魂、祈

禱、壽、祚、所謂御鎮魂祭、自、此、而、始、矣、凡厥天瑞、謂宇摩志麻治命先考饒速日尊、自天受來天璽瑞寶十種是矣、所謂瀛都鏡一、邊都鏡一、八握劍一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇比禮一、降比禮一、品物比禮一、是也、天神教導、若有痛處者、合茲十寶、謂一二三四五六七八九十、而布瑠部、由良由良止布瑠部、如此爲之者、死人返生矣、即是布瑠之言本矣、所謂御鎮魂祭是其緣矣、と見えたる是なり。降つて、日本書紀二十九に、天武天皇十四年十一月丙寅、是日爲天皇招魂之。とあるも是亦鎮魂祭のことなりと知るべし。次に文武天皇の令を制するに至りて、十一月中寅の日、即ち新嘗祭の前日を以て祭日と定め、延喜式一、四時祭に、鎮魂爲三小祀とせり。その祭神は、延喜式二、四時祭の條に、十一月祭。鎮魂祭中宮准此、但神八座、神魂 高御魂 生魂 足魂 魂留 大宮女 御膳魂 齋代主大直神一座(この大直を、延喜式の古本に、オホナホヒとあるを見れば、日を略書せるか、もしくは脱したるものなるべし)、と見えたるが如し、而して古くは八座なりしを、後に大直日神一座を祭り加へたるなり。因に云ふ、祭神の神魂を第一とせるは、かの大

國主神の、大石に焼き著かれて、神去りまし、魂を、返しまし、時の如く、さる方
 には、この神魂神、主として預り給ふによりてなり。されば、延喜式九、神名の條
 に、出雲國出雲郡同社○梓カミムスビイノチヌシ神魂伊能知奴志神社なども見えて、かゝる方面には、こ
 の神を先にするものなり。こゝも鎮魂なるによりて、しかせりと云ふ説あり、實にさ
 もあるべし。その順序よりいへば、古語拾遺などにも見えたる如く、高御魂、神御
 魂カミムスビとあるべきものなれども、この神祇官の西院に鎮め祭るには、鎮魂を主とするに
 よりて、この神御魂を先にせるものなり。次に祭場は宮内省の廳に設くといへども、
 本省に事故ある時は、神祇官にても行はる。祭の當日は、神祇官の笛師は笛を吹き、
 琴師は琴を弾じ、神部及び雅樂の歌人は、唱和して歌ひ、御巫はその拍手に隨ひて
 舞ふなり。かくて御巫は、宇氣槽ウケノカを覆せ、その上に立ち、梓を琴笛に合せて槽を衝
 き、一二三四五六七八九十と數ふ、その撞く度毎に、神祇伯は御玉緒の糸を結ぶ、
 女藏人も亦節に應じて、御衣の筥を持ちて振り動かす。その詳しき次第は、儀式、
 延喜式、江次第等に就いて知るべし。而して、この祭に狻女君の奉仕するは、日本

書紀卷一に、又狻女君遠祖天鈿女命、則手持茅纒之稍、立於天石窟戸之前、巧作
 俳優、亦以天香山之眞坂樹ツツノカサトノロカシ爲レ盤、以レ羅ヒカガ爲レ手纒、手纒此云ニ而火處燒、
 覆槽置、覆槽此カマカ、顯神明之憑談、此云ニ歌幸鶴可梨、此ト見えたる緣故によれるなり。此の日
 中宮、東宮にも亦この祭あること、貞觀の制に見えたり。但し東宮にては、中の巳日
 に之を行はる。中古令制廢れてよりは、この祭儀も大に往時と異なりて、後花園天
 皇の寶徳二年十一月十九日に、この祭を行はれてより、次で應仁の大亂となり、遂
 に中絶したるが、光格天皇の寛政九年に至りて再興せられたり、(桃園天皇の寶曆元
 年十一月十三日に内々行はれたりといふ説もあり)、そは柳原均光卿記に、寛政九年
 十一月十三日、今日於ニ伯亭、鎮魂祭之儀被レ行レ之、例年伯家雖レ修レ之、内々沙汰也、
 今度安倍家雅樂助季康朝臣、恐レ失ニ其傳ニ再興、伯資延家執奏申之間、伯資延卿祭主
 之、次官延世、禰宜祝部平孟雅、祝師神琴師源家榮、神官門生三善亮壽、神膳司小野久
 視、下毛野敦光、紀智昌、神饌師清原武具、藤原久信、藤恭高、三善亮禮、神庫司
 源常盛、物忌源廣住、平勝安、神部藤都平、源順行、藤正房、源伴貫、源乘詮、神

兒源廣住女、神人五人、樂所季康朝臣、維寧朝臣、忠職朝臣、忠勇、高美、季良、とありて、次にその次第を擧げたり(その次第は長文なれば略す)。爾來年毎に變更なく以て今日に至る、改曆の後、十一月廿三日を新嘗祭と定められたると共に、廿二日をこの祭日と定め、乃ち綾綺殿にて午後四時より行はせらる。

季冬月次祭

○季冬月次祭 季冬は十二月なり。即ちこの祭は十二月十一日に行はる。總て六月の月次祭に同じ。

道饗祭

鎮火祭

○道饗祭、鎮火祭 共に十二月晦日に行はる、祭なり。その解は前に出たり。

前件諸祭、供神調度、及禮儀、齋日、皆依別式。其祈年月次祭者、百官

集神祇官、中臣宣祝詞、

謂宣者布也。祝者贊辭也。言以告神祝詞。宣聞百官。故曰宣祝詞。

忌部班幣帛、

謂班猶頒、其中忌部者、當司及諸司中取用之。

○前件諸祭、供神調度、及禮儀、齋日、皆依別式。天神地祇の祭より始めて、季冬鎮火祭に至るまでの諸の祭に、神に供へ奉る神饌、祭器等の多少員數、及びそれに関する禮典儀式、祭日等は、この令以外に、別に規定せる所の法令に依りて行へといふこととして、延喜式などには、これらのことを載せられたり。即ち標注令義解校本三に、續紀天平寶字三年六月丙辰、石川朝臣年足奏曰、臣聞治官之本、要據律令、爲政之宗、則須格式、方今科條之禁、雖著篇簡、別式之文、未_レ有_レ制作、伏乞作別式、與律令並行、また同六年九月乙巳、石川朝臣年足奏、上_レ便宜作別式二十卷、各以其政繫於本司、雖未_レ施行、頗有_レ據用と見ゆ、是を以て思へば、

皆依別式とはあれど、そはたゞ其掌る官司ごとに、書留てある底にて、撰令の時
 は、未成文はなかりしを、年足奏て作れる歟。但これも未施行とあれば、世に行れた
 るにはあらず、以其政繫於本司とあるは、延喜式の如きものなりしにや、とも
 見えたり。○其祈年月次祭者百官集神祇官中臣宣祝詞。こは三千一百三十二座
 の神に幣帛を奉る二月の祈年祭、また三百四座の神に幣帛を奉る六月十二月の月次
 祭には、百官を神祇官に参集せしめて、中臣が各社の祝部に祝詞を申し聞かすとな
 り。百官とは、令集解に、穴云、百官謂男官也、或一人、或舉司、並不見文也、
 朱云、百官集神祇官、謂男官人也、略中此主典以上每司一人許可参也と見え、又、
 百寮訓要抄に、百官といふは、天子にしたがふ内外の諸官也、かならず百の員數に
 てはあらずされども、百寮の儀にて申侍也、又百は數のおほき儀也、とも見えたり。
 中臣宣祝詞とは、令集解に、穴云、中臣宣祝詞者、時行事宣参集之社々祝部等
 也、と見えて、こは天照大神の天岩窟戸アノイハヤドに籠らせ給ひし時に、中臣氏の祖天兒屋命、
 その岩窟の前にて、諄詞ノリトゴトを讀上げたりし故事を以て、この官祭の時も、その裔なる

中臣氏、祝詞を讀むを例とせるなり。祝詞は、告説言コトトクの意にて、それを略して、ノリ
 トといへるなり。されば古くはノリトゴトといひ、萬葉集には太祝詞言とも書けり。
 さてこのノリといふ語に就いては、本居宣長翁の大祝詞後釋上に、宣は能流と訓べ
 し、のたまふと訓るはひがことなり、こゝは中臣のみづから云ふことにて、俗言に
 申聞ウケますといふ意なり。此祝詞の中にある宣、みな中臣の此祝詞を諸モロにいひ聞する
 よしなり、神祇令に、中臣宣祝詞と見え、同令に、中臣宣祝詞とある義解に、
 謂宣者布也、祝者贊辭也、言以告神祝詞、宣聞百官、故曰宣祝詞とあるにて
 心得べし、凡て天皇の詔勅を宣といふなども、詔勅を受たる人の、下へ云聞すること
 にて、宣旨宣命などいふ類も、旨を宣る、命を宣るといふことにて、宣字は、その
 いひ聞かす人に係れる言なり、此宣字を、あしく心得る人多き故に、今くはしくいへ
 り、とある如く、古は上にも下にもおしなべて、ノルといへるものにて、必ずしも
 詔勅などの文字には拘らぬものと知るべし。○忌部班幣帛。こは諸國の神社に供
 へ奉る幣帛を、忌部が、その各社の祝部に授け頒つといふことなり。忌部氏のこの

事を掌る所以は、これも天照大神の、天岩窟戸に籠らせ給ひし時に、忌部氏の祖、木王命、榊の枝に鏡玉を著けて、捧げ奉りし故事によりて、官祭の時も、その氏人幣帛の事を掌るなり。幣帛は、標注令義解校本三に、ミテクラと訓む、ミテは御手向の約也、クラは古神に献もの、また人に贈などする物を、凡てクラといふ、千位置戸の位、また儀式大嘗會に、倉代十與、續後紀に、倉代物五十荷などの倉これ也、なほ記傳に見ゆ、といへり。◎其中臣、忌部者、當司及諸司中取用之、この中臣、忌部ともに、神祇官の神部なるが、もしその神部の中に、この氏人あらざる時は、他の役所に奉仕する氏人を取り用ふとなり。令義解に、釋云、忌部是神部也、此日忌部二人掛、木綿繩而隨、召祝部名而分充幣帛。朱云、中臣忌部並在神部之中也、と見えたり。

凡天皇即位惣祭天神地祇

謂即位之後、仲冬乃祭。下條所謂大嘗者、毎世一年、國司行是也。散齋一月、

謂仲冬之月、自朔至晦。致齋三日、

謂自丑至卯。其辰日以後即爲散齋。故下條云、致齋前後兼爲散齋也。其大幣者、三

月之内令修理訖。

謂大幣者、供神幣物。各有色目、金水桶、金線柱、奉伊勢神宮、楯戈、奉住吉神之類是也。三月之内者、唯據月言不以日計。

即始自九月終十二月也。修理者、此言新造也。

○凡天皇即位惣祭天神地祇、これは大嘗祭（また大嘗會とも）と稱する祭のことにして、天皇位に即き給は、その後の仲冬即ち十一月に、大嘗祭を行うて天神地祇を祭り給ふとなり。義解に、大嘗者毎世一年國司行是也とあるは、即ちこの説明にして、天皇御一代に一度悠紀主基の國司、之を行ふところの大嘗祭は、この事なりとなり。そもく大嘗祭は、彼の即位元日の禮典の如く、李唐の制を混じたるものと異なり、わが皇國特殊なる上古祭政の遺風を傳へたるものなれば、これによりて尊嚴なる國體を窺ひ知るべければ、次にその式の大略を記述すべし。

この大嘗祭は、天皇即位の後、始めて新穀を以て、天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふ一世一度の新嘗なれば、之を大新嘗オホニヒアヘとも云ひ、又即位後必ず行ひ給ふを以て、踐祚大嘗祭とも云ふ。されば諸祭祀中にありて、大祀と稱するは此祭に限れり。その儀式は、十一月卯日の祭に始まり、辰巳兩日の節會、及び午日豊明節會に至るまで四日間に亘れり。この祭には悠紀ユキの國あり、主基ヌキの國あり、之を兩齋國と云ふ。即ち此二國の稻を用ひて神饌と爲す。故に預め其國郡を下す。是を國郡卜定と云ふ。八月下旬悠紀主基の拔穂使を下定して齋國に發遣す。拔穂使には宮主卜部を以て充つ、各其齋郡に到り、國司と共に薦享酒醴の料稻を抜き取り、九月下旬歸京して之を齋場に納む。又八月上旬大祓使を下定して五畿七道に發遣し、伊勢大神宮の爲には、特に同使を近江伊賀伊勢の三國に遣す。大祓使發遣の後、奉幣使を差遣して、伊勢大神宮を始め、五畿七道の大小の神社三千一百三十二座に幣帛を奉らしむ、是を大奉幣と云ふ。別に由奉幣ヨシノヒと云ふあり、大嘗祭を行はんとする由を神祇に告げ給ふなり。是より先、宮城の北野を下定して、東西に悠紀主基の齋場を設く、齋場は内

外兩院に分ち、拔穂、神服、由加物以下、神御の料物、祭祀の調度等、悉く此所にて調理設備し、卯日に至りて大嘗宮に送致す。大嘗宮は大嘗祭の正殿にして、東西二十一丈、南北十五丈、之を中分して東を悠紀院と爲し、西を主基院と爲す。外は繞らすに柴垣を以てし、内は隔つるに屏籬を以てす。東西南北に各小門を設く、別に廻立殿あり、膳屋あり、膳屋は神饌料理の所にして、廻立殿は天皇の沐浴して祭服を著け給ふ所なり。齋戒の制は、十月中旬、太政官符を京畿諸國に下して、齋戒の事項及び忌詞等を告知す、十月下旬に至り、天皇河上に臨み給ひて祓禊の事あり、之を御禊と云ふ。卯日平明、神祇官幣帛を祈年祭案上の神祇に班ち、夜に及びて天皇廻立殿に行幸あり、沐浴の後祭服を著けて悠紀の正殿に御す、小忌大忌の群官參入の後、宮内官人、吉野の國栖クサを率ゐて古風を奏し、悠紀の國司歌人を率ゐて國風を奏し、出雲美濃但馬等の語部は古詞を奏し、隼人司は、隼人を率ゐて風俗の歌舞を奏す、次に天皇親ら神饌清酒を神祇に供じ、亦自ら御饌を喫し給ふ、既にして廻立殿に還御し、更に沐浴して祭服を改め、主基の正殿に御す、國栖以下の奏及び薦享の式、悠

紀に同じ、辰日は悠紀の節會にして、御膳及び白酒黒酒を天皇に供じ、臣下にも亦
 饗膳を賜ふ。悠紀國司より多米都物餅味等を献じ、又挿頭和琴等を献ず、壽詞の奏
 あり、シムレノ標山を立つる事あり。壽詞の奏とは、中臣の天神壽詞を奏するを云ふ。標山
 は悠紀主基兩國司の列立すべき標木にして、山形を作り、種々の裝飾を施せるもの
 にて、卯日齋場より供神物と共に之を輓く、巳日は主基の節會にして、壽詞の奏な
 く、白酒黒酒を供ずる事なし、其他は大略辰日に同じ、但辰日にも、悠紀節會の後
 に、主基の節會の略儀あり。而して巳日にも、亦主基節會の前に悠紀節會の略儀あ
 り、而して巳日には、主基節會畢りて後、豊樂殿の後房清暑堂に臨御し、終夜神宴
 御遊あり、午日には豊明節會あり、悠紀主基兩國司、及び群臣を豊樂殿に會して宴
 を賜ふ、吉野國栖歌笛を奏し、久米舞あり、吉志舞あり、五節舞あり、宣命使宣命
 を讀み、群臣祿を賜ひて退出す。未日には、神祇官並に諸司六位以下の官人、及び
 齋國の郡司役夫等の叙位賜祿の事あり。古事類苑大嘗祭探要これにて大嘗の祭儀訖る。そもく
 この大嘗祭は、前にもいへるが如く、その義全く新嘗祭と同じきを以て、古は大嘗、新

嘗その別明がならず、天武天皇の御代に至り、二年十一月に、即位の大嘗あり、五
 年と六年とに新嘗祭ありて、その別稍明かになれり。而して貞觀儀式の制に、受禪
 の天皇は、その即位七月以前に在らば、當年大嘗を行ひ、八月以後ならば、明年に
 行ふべき事と定めたりといへども、亦變例なきにあらず。後世兵亂相踵ぎてより、
 この大典も、後土御門天皇の文正以後は、永く中絶せしが、東山天皇の貞享四年に
 一時再興せられ、その後、櫻町天皇の元文三年更に復興せられ、以て今上天皇の明
 治四年に至り、永く歷朝不刊の大典となれり。

さて、凡天皇云々とある天皇の文字は、公式令に據るに、平出なるによりて、この
 文字の上に、凡の字を冠らすは、その令文に矛盾すとて、これを非難する説あり。
 即ち公式令に、天子神璽謂此條不稱凡字者、依唐令、平闕之上、皆无諸字、故此令亦不以下凡字
之批釋、不可爲別例也、とあるによりていへるものにて、至當の説といふべし。○散齋
 一月致齋三日、散齋は、貴嶺問答及び園太曆觀應二年三月十日の條に、アライミと訓
 み、即ち荒忌アライミの義にて、諸司が事務を執りながら齋するなり。致齋は、同書に、マ

イミと訓み、眞忌の義にて、一意専心に祭事のみを行ふなり。この義解に云へるが如く、丑の日より卯の日に至る三日間にして、その辰の日以後は散齋なり。されば義解にも、致齋前後を兼ねて散齋とすといへり。なほ散齋致齋の文字は、禮記祭義に、致齋於内、散齋於外、その註に、致齋居内寝、專精一慮、以交於神明也、散齋居外寝、不御不樂不弔とあり。又唐書禮樂志に、齋戒其別有三、曰散齋、曰致齋、曰清齋と見えたり。さて今傳はれる本に散齋一月とせれど、是は元來三月とありしを、大同年中の制によりて、後人の追改せるものなること、次に引く所の徵證にて明白なり。そは日本後紀卷十七に、大同三年冬十月己酉朔丁丑○廿九日制、稽前例、大嘗散齋三月也、自今以後以二月爲限とありて、大日本史神祇にも、按本書○義作、大祀散齋一月、然據類聚國史、此實大同改制、舊制三月也、本書蓋係追改、と見えれば、この一月は三月と改むべきものなり。○其大幣者三月之内令修理訖、大幣とは、義解に、供神幣物ツクと見えたる如く、即位に就いて、諸神に奉る幣帛のことなり。これは九月より始めて十一月の大嘗祭までに新造しをはらしめよ

となり。この修理は、新に造る意なりと義解に云へるが如し。○各有三色目、色目とは、品目といふに同じく、俗にイロシナといふことなり。その色目は、延喜式四に見えたり。◎金水桶、水桶の水字、集解に麻に作れり。こは集解に、釋云、伊勢大社奉、金麻笥、金多多利とある如く、麻糸を績みて納め置く銅器なり。延喜式四、伊勢太神宮の條の神寶の中に、金銅麻笥二合、口徑各三寸六分、尻徑二寸八分、深二寸二分、と見えたり。◎金線柱、線柱はタ、リと訓む、糸を懸けて解き分る銅器なり。和名抄蠶絲具に、絡梁、和名多多利と見え、延喜式四、伊勢太神宮神寶の條の神寶の中に、金銅多多利二基、高各一尺一寸六分、土居徑三寸六分と見えたり。これらのものを太神宮に奉らるゝは、姫神にて、神代紀に、天照太神方織、神衣居、齋服殿ニなどの故事に依て也、と標注令義解校本にいへるが如し。◎楯、戈、奉、住、吉神、之類是也、楯は、古事記傳卷十八に、楯は、和名抄に、兼名苑云、楯一名楯、和名太天、また釋名云、狹而長曰、步兵所持也、和名太天などあり、名義は立なるべし、兵庫寮式に、凡踐祚大嘗會、新造神楯四枚、各長一丈二尺四寸、本、闊四尺、四寸五分、中、闊四尺七寸、末、闊

三尺九寸、厚二寸、戟八竿云々、其料黒牛皮八張各長八尺、掃墨一斗三升六合、楯別ニ二升八合、戟別ニ三合丹波ノ國ノ楯籠氏造、云々、楯其ノ料ノ物委とあり、是にて古の楯のこと大氏に知らる、楯を造るは縫合云へれば、皮を板の面に縫合せて張て、裏には布を張るなり、と見えたるべし、料の板は載せざれば、厚二寸あれば、必板に張れるなるべし、と見えたるが如く、戰場に用ふる具にして、常には、楠などの厚さ板にて作る。長さ四五尺、幅二三尺にて、身體を蔽ひて敵の矢丸を防ぐ用に供す。戈とは、同じく古事記傳卷四、天沼矛の條に、矛は、和名抄に、楊雄方言云、戟或謂之干、或謂之戈、和名保古、また釋名云、手戟曰矛、人所持也、字亦作鉞、和名天保古とあり、此方の古書には、戰矛なご字にはか、はらず、みな通はし書り、梓とも多く書たり、矛を天保古と云るは、古名にはあらじ、手戟と云るにつきてのこなるべし、上代には殊に常に用ひし兵器にて、古書に多く見えたり、日矛、茅之槍、廣矛、八尋と見え、所謂兵器にして、矛なきにいふ稱見たり、

上代なるは棒の如きをもいひ、後世には、専ら諸刃の劔に柄ありて、槍に似たるものをいへり。標注令義解校本に、住吉に楯矛を奉るは、男神にて、三韓退治に御靈を幸ひ玉ひしに依て也、といへるが如く、この住吉神は、征韓の役に功績ある神なるによりて、これらの武器を奉らるゝなり。

凡散齋之内、諸司理事如舊、不得吊喪問病、謂有ニ重親喪病者、不在ニ預祭之限也、

食失亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音樂、謂不作ニ絲竹歌儻之類也、不預穢惡之事、謂穢惡者、不淨之物、鬼神所惡也、致齋唯祭祀事得行、自餘悉斷、其致齋前後兼爲散齋。

○凡散齋之内諸司理事如舊、諸司とは、集解に、穴云、諸司謂官人也。依假寧令、給假以上色者皆退耳とありて、散齋の内は、諸の役人の事務を執ること、平日の通りなりとなり。○不得吊喪問病、食失亦不判刑殺、不決罰罪人、不作音樂、不預穢惡之事、然し散齋の中にも、死人を弔ひ、病者を見舞ひ、魚鳥の肉を食ふを得ず、また刑殺(死刑)の文書に判署せず、罪人(笞杖の罪人なり)を處罰せず、糸竹歌儻の類をせず、不淨のことに關係せずとなり。こは杜氏通典に、散齋理事如

齋、夜宿止於正寢、唯不弔喪、不問病、不作樂、不判署刑殺文書、とあるによりて成文せるものなるべし、而して、弔喪は、標注令義解校本三に、喪を弔て死家に入れば穢に觸れ、且其悲哀のかたに心奪れて、祭事の懈怠出來むを恐れて也、と見え、問病は、同書に、また病を問ときは、其病者を哀憐する心深くなりて、祭事に懈怠の情出來るにより、是を禁せらる、下に不決罰罪人とあるも此情に同じ、といへり。◎有重親喪病者云々、集解に、穴云、雖非官人、而可預祭事者亦同、之とありて、この重親とは雙親のことなり。○食、標注令義解校本三に、食、食を禁られたるは、美味なる故に、それに心を奪れて、祭事の懈怠あるに依て也、下に不作音樂とある樂は、音の優なるものなる故に、食、食と同意もて禁せられたる也、と見え、一條兼良公の令抄には、僧尼令義解云、食肉者、廣包含生之肉也、今祀祭祀多用魚鳥含生之肉、專非式意、仍檢日本紀垂仁昔丹波國桑田村瓠襲家犬昨山自那、此文以獸讀肉、以食猪鹿、可稱喫肉、世俗所謂鹿肉猪肉也、とありて、故小中村博士は、今按ずるに、當時既に觸穢の説行はれたるによ

り、喫肉の禁は有るならん、祭事懈怠の爲にはあらじ、延喜の臨時祭式に、凡觸穢惡事、應忌者云々、其喫肉三日、と見えたるを證すべし、と云はれたるに従ふべし。○不判刑殺、令集解に、朱云、謂祭前判訖、不殺不流不徵贖、とある如く、死罪流罪罰金などの罪も處断せざるなり。かく規定せるを以て、これに違背するものは、それく處罰せらるなり、そは職制律に、凡大祀在散齋、而弔喪問病、判署刑殺文書及決罰、食、食者答五十、奏聞者杖七十、致齋者各加二等、と見えたり、○不作音樂、標注令義解校本三に、樂は音の優なるものゆゑに、食、食と同意もて禁せられたるなり、といへるはさもあるべし。なほ令集解に、朱云、不作音樂者、問、雅樂寮不得行職掌、哉、答、然也、儀式本註云、調習供神之樂、不在此限、と見えたり。○不預穢惡之事、令集解に、古記云、問穢惡何、答、生産婦女不見之類、と見え、又延喜式三、臨時祭の條に、凡觸穢惡事應忌者、人死限卅日自葬日、達七日、六畜死五日、産三日、忌限其喫肉三日、此官署忌之、但當祭時餘則皆忌とありて、人の死産、六畜の死産、喫肉などを以て、穢惡の事とせり。○致齋唯祭

祀事得_レ行_レ自_レ餘_レ悉_レ斷_レ其_レ致_レ齋_レ前後_レ兼_レ爲_レ散_レ齋_一。この致齋の三日間は諸政を廢して、唯祭事をのみ行ふなり。されば令集解にも、朱云、雖_レ不_レ預_レ祭事、百官皆止耳、と見えたり。その致齋三日の前後は散齋なりとなり。かくの如く、致齋三日間は、嚴重なる禁忌あるにも拘らず、その役々のものに對し、前日より豫め知らしむることなきを以て、往々この禁忌に抵觸するものありたり。されば、嵯峨天皇の弘仁二年二月六日、太政官符を以て、預めその事を預告することとせり。即ちその官符は、類聚三代格一に、太政官符、改_レ仰_レ齋_レ日_レ事、右據_レ令_レ條、凡_レ祭祀_レ所_レ司_レ預_レ申_レ官、官散齋日平日願_レ告_レ諸_レ司、其_レ致_レ齋_レ之内_レ不_レ得_レ弔_レ喪_レ問_レ病_レ食_レ穴、不_レ判_レ刑_レ殺_レ不_レ決_レ罰_レ罪_レ人、不_レ作_レ音_レ樂、不_レ預_レ穢_レ惡_レ之_レ事、今_レ被_レ右_レ大臣_レ宣_レ傳、奉_レ勅_レ散_レ齋_レ之日_レ願_レ告_レ諸_レ司、諸_レ司未_レ承_レ事_レ之前、或有_レ犯_レ禁_レ忌_レ之_レ徒、宜_レ改_レ令_レ條_レ散_レ齋_レ之前_レ一日_レ願_レ告_レ諸_レ司、自_レ今_レ以後、永_レ爲_レ恒_レ例、弘仁二年二月六日、とあり。この格文、また古老口實傳にも見ゆ。これらは法律の活用といふべきものにして、後の施政者たるもの、大に注意を拂ふべきことなり。

凡_レ一月齋_レ爲_レ大_レ祀_一

謂_レ上_レ條_レ云_レ散_レ齋_レ一月、即_レ此_レ條_レ稱_レ齋_レ者、皆_レ散_レ齋_レ也。唯_レ於_レ一日_レ齋_レ更_レ無_レ散_レ齋、其_レ致_レ齋_レ者、皆_レ在_レ散_レ齋_レ限_レ内_レ也。三日齋

爲_レ中_レ祀_一。一日齋_レ爲_レ小_レ祀_一。

○この條は、大中小の三等の祀によりて、諸司の齋に差別あるをいへり。○凡_レ一月齋_レ爲_レ大_レ祀_一。この一月齋とあるは、前の凡_レ天皇即位_レ云_レ々の條に云へるが如く、大同年中の制によりて、後人の追改せるものにて、もとの大寶令の制文によれば、三月齋とすべきものなり。而して三月の齋は、大嘗祭に限り、他にあることなし。されば延喜式一、四時祭上に、凡_レ踐_レ祚_レ大_レ嘗_レ祭_レ爲_レ大_レ祀_一とありて、大祀といへば、即ち大嘗祭のことに當れり。○謂_レ上_レ條_レ云_レ散_レ齋_レ一月_レ云_レ々。上條とは、前の凡_レ天皇即位_レ總_レ祭_レ天神地祇_レ云_レ々とあるをいへるなり。さてこの義解は、その條に散齋一月とあるも、この條に、一月齋、三日齋、一日齋などあるも、皆散齋なるが、たゞ一日齋には、更に散齋なし、その致齋は、皆この散齋の日限内に在りとなり。この義解の散齋一

月も、三月とあるべきを、後に改めたるものなり。○三日齋爲中祀、一日齋爲小祀、祭事に當りて三日間齋するを中祀となし、一日間齋するを小祀となすとなり。この中小祀のことは、延喜式一、四時祭上に、祈年、月次、神嘗、新嘗、賀茂等祭爲中祀、大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭爲小祀と見えたり。

凡踐祚之日、謂天皇即位謂之踐祚。祚位也。福也。中臣奏天神之壽詞。謂以神代之古事爲萬壽之寶詞也。忌部

上神璽之鏡劍。謂璽信也。猶云神明之徵信。此即以鏡劍稱璽。

○凡踐祚之日、踐祚は、義解に云へるが如く、即ち即位にして、天皇の位を踐むことなり。(祚は一に阼に作る、禮記に、踐阼臨祭祀とありて、踐は履なり、阼は主階なり、主階とは祭祀の主人たる者が、その場に臨むに、升るところの階段にて、堂の東方に設く、その主階を履みて事を行ふが故に踐祚といふ、それより轉じて、

天子位に即かせたまふをいへり)。されば上古は、踐祚即ち即位にして、兩事に非ざりしを、後世に至りては、踐祚と即位と兩種の區別あることとなりて、(天智天皇皇位を繼承して、仍皇太子と稱へ、七年の後に即位の禮を行ひたまへり、これ踐祚と即位との別を爲したる初なり)。先帝より新帝に、三種の神器を授與せらるゝ儀を踐祚と稱し、それより後、數日もしくは數月を隔て、大禮を行はせられ、百官諸司に知らしむるを即位と稱することとなり。さて上古は、唯踐祚の儀のみにして、受禪の儀あることなかりき。(男帝の受禪は聖武天皇より防まれり)。そは延喜式七、踐祚大嘗祭の條に、凡踐祚大嘗、七月以前即位者、當年行ノ事、八月以後者、明年行ノ事。此據受禪即位、非謂諡閣登極、とあるによりて知らるゝなり。○中臣奏天神之壽詞、こは中臣氏、天神より相傳せる神代の古事を以て、大御代を稱へまつるなり。中臣は即ち中臣氏なり、神別にて、津速魂命三世孫天兒屋根命より出づ。今の藤波子爵はこの後なり。名義は古事記傳十五に、中臣連、萬葉十七の歌に、奈加等美と書り、名義は、中執臣なり。○中、其由は、伊勢齋内親王奉入時宣命に、祝詞式御杖代止進給布御命乎、

大^{オホ}中^{ナカ}臣^{トミ}、茂^{イカシ}梓^{ホコ}中^{ナカ}取^{トリ}持^{モテ}豆^{マメ}、恐^{カシ}美^コ恐^シ美^コ毛^モ申^{マウ}給^{タマ}久^{キウ}止^ト申^{マウ}。延^ニ喜^キ奏^{ソウ}覽^{ラン}大^{オホ}中^{ナカ}臣^{トミ}本^ホ系^{ケイ}に、按^{オス}依^ニ去^ク天^{テン}平^{ヘイ}寶^{ホウ}字^ジ五^イ年^{ネン}、撰^{セン}氏^シ族^{シユク}志^シ所^ス之^ノ宣^ノ、勘^{カン}造^{ゾウ}所^ス進^{シン}本^ホ系^{ケイ}帳^{チャウ}云^ク、高^{タカ}天^{テン}原^{ゲン}初^{ハジメ}而^{シテ}、皇^{ミコ}神^{カミ}之^ノ御^{ミコト}中^{ナカ}執^{シヨク}持^{モテ}、伊^イ賀^カ志^シ梓^{ホコ}不^レ傾^{カダ}本^ホ末^{マツ}、中^{ナカ}良^ラ布^フ留^{リウ}人^{ヒト}、稱^{ナヅケ}之^ノ中^{ナカ}臣^{トミ}者^{ナリ}、復^ル舊^ク之^ノ由^ユ、惟^シ其^ノ義^イ也^{ナリ}、康^{キヤウ}治^チ大^{オホ}嘗^{シヤウ}會^{カイ}中^{ナカ}臣^{トミ}壽^{シユ}詞^ジに、台^{ダイ}記^キ別^{ベツ}、本^ホ末^{マツ}不^レ傾^{カダ}、茂^{イカシ}槍^{ササ}乃^ハ中^{ナカ}執^{シヨク}持^{モテ}豆^{マメ}、奉^{ホウ}仕^シ留^{リウ}中^{ナカ}臣^{トミ}云^ク々、などある如^ク、祖^ソ神^{カミ}天^{テン}兒^ニ屋^ヤ命^{ノミコト}よりして、神^{カミ}と君^{ミコ}との御^{ミコト}中^{ナカ}を執^{シヨク}持^{モテ}申^{マウ}す職^{シヨク}なるよしなり、と見えたるが如^クし、而^{シテ}上^{ウヘ}代^{ダイ}祭^{サイ}政^{セイ}一^{イツ}致^シなりし時^{トキ}は、中^{ナカ}臣^{トミ}忌^{イミ}部^ブ兩^{リウ}氏^シにて、代^{ダイ}々^{タタ}祭^{サイ}祀^シ朝^{チヤウ}政^{セイ}を掌^{シヤウ}りしが、後^{ノチ}に祭^{サイ}政^{セイ}別^{ベツ}るゝに及^キびては、専^{セン}ら祭^{サイ}祀^シの事^{コト}に從^ツひ、大^{オホ}寶^{ホウ}令^{レイ}制^{セイ}、神^{カミ}祇^キ官^{カン}を設^{セツ}くるに至^リ、齋^{サイ}部^ブ卜^ウ部^ブ兩^{リウ}氏^シと共に、その官^{カン}に仕^シふることゝなれり。天^{テン}神^{カミ}之^ノ壽^{シユ}詞^ジとは、一^{イツ}に中^{ナカ}臣^{トミ}壽^{シユ}詞^ジともいひ、天^{テン}神^{カミ}より相^{サウ}傳^{デン}せし神^{カミ}代^{ダイ}の古^コ事^{コト}の義^イにて、壽^{シユ}詞^ジは吉^{キチ}事^{コト}の義^イなり。さてこは義^イ解^ゲにも云^クへるが如^クく、神^{カミ}代^{ダイ}の古^コ事^{コト}にて、日本^{ニッポン}書^{ショ}紀^キ、持^チ統^{トウ}天^{テン}皇^{クワン}の條^{ジョウ}に、四^シ年^{ネン}正^{テイ}月^{ゲツ}朔^{シヤク}、中^{ナカ}臣^{トミ}大^{オホ}島^{シマ}朝^{チヤウ}臣^シ、讀^{ヨク}天^{テン}神^{カミ}壽^{シユ}詞^ジ畢^ヒ、忌^{イミ}部^ブ宿^{シュク}禰^ネ色^{シキ}夫^フ知^チ、奉^{ホウ}三^{サン}上^{ウヘ}神^{カミ}璽^シ鏡^{キヤウ}劍^{ケン}於^ニ皇^{ミコト}后^{クワン}、皇^{ミコト}后^{クワン}即^{ツキ}天^{テン}皇^{クワン}位^イとあるこれなり。而^{シテ}その詞^ジ數^{スウ}種^{チュウ}ありしならむも、今^{イマ}迭^{テテ}して傳^{デン}はらす。唯^{タリ}僅^ニに宇^ウ治^チ左^サ大^{オホ}臣^{トミ}賴^{ライ}長^{チャウ}公^{クワン}の台^{ダイ}記^キ別^{ベツ}記^キの、康^{キヤウ}治^チ元

年^{ネン}大^{オホ}嘗^{シヤウ}會^{カイ}の條^{ジョウ}に擧^ケげられたるを、本^ホ居^キ宣^ノ長^{チャウ}翁^ウの玉^{タマ}勝^{シヤウ}間^{カン}一の卷^{クワン}に、中^{ナカ}臣^{トミ}壽^{シユ}詞^ジとして、その全文^{センブン}を抄^{セウ}出^{シュツ}せられたるもののみ世^ヨに知^チらる。その全文^{センブン}長^{チャウ}けれども、古^コ雅^ヤなる文章^{ブンチャウ}なれば左^サに抄^{セウ}出^{シュツ}すべし。現^{ゲン}御^{ミコト}神^{カミ}止^ト大^{オホ}八^{ハチ}島^{シマ}國^{クニ}所^ス知^チ食^{シキ}須^ス、大^{オホ}倭^{ヤマト}根^ネ子^コ天^{テン}皇^{クワン}我^ガ御^{ミコト}前^{マヘ}仁^ニ、天^{テン}神^{カミ}乃^ハ壽^{シユ}詞^ジ遠^{エン}稱^{シヤウ}辭^ジ定^{テイ}奉^{ホウ}良^ラ久^{キウ}止^ト申^{マウ}須^ス、高^{タカ}天^{テン}原^{ゲン}仁^ニ神^{カミ}留^{リウ}坐^サ須^ス、皇^{ミコト}親^{シン}神^{カミ}漏^{ロウ}岐^キ神^{カミ}漏^{ロウ}美^ミ乃^ハ命^{ノミコト}遠^{エン}持^チ天^{テン}、八^{ハチ}百^{ヒャク}萬^{マン}乃^ハ神^{カミ}等^{トウ}遠^{エン}集^{シツ}倍^{ヘイ}賜^チ天^{テン}、皇^{ミコト}孫^{ソン}尊^{ソン}波^ハ、高^{タカ}天^{テン}原^{ゲン}仁^ニ事^{コト}始^{ハジ}天^{テン}、豐^{トヨ}葦^{アシ}原^{ハラ}乃^ハ瑞^{ズイ}穗^ホ乃^ハ國^{クニ}遠^{エン}、安^{ヤス}國^{クニ}止^ト平^{ヘイ}介^ケ久^{キウ}所^ス知^チ食^{シキ}天^{テン}、天^{テン}都^ト日^{ニチ}嗣^ス乃^ハ天^{テン}都^ト高^{タカ}御^{ミコト}座^サ仁^ニ御^{ミコト}坐^サ天^{テン}、天^{テン}都^ト御^{ミコト}膳^{テン}遠^{エン}長^{チャウ}御^{ミコト}膳^{テン}乃^ハ遠^{エン}御^{ミコト}膳^{テン}止^ト、千^チ秋^{シュ}乃^ハ五^イ百^{ヒャク}秋^{シュ}仁^ニ、瑞^{ズイ}穗^ホ遠^{エン}平^{ヘイ}介^ケ久^{キウ}由^ユ庭^{テイ}仁^ニ所^ス知^チ食^{シキ}止^ト、事^{コト}依^イ志^シ奉^{ホウ}豆^{マメ}、天^{テン}降^{カウ}坐^サ之^ノ後^{ノチ}仁^ニ、中^{ナカ}臣^{トミ}乃^ハ遠^{エン}都^ト祖^ソ天^{テン}兒^ニ屋^ヤ根^ネ命^{ノミコト}、皇^{ミコト}御^{ミコト}孫^{ソン}尊^{ソン}乃^ハ御^{ミコト}前^{マヘ}仁^ニ奉^{ホウ}豆^{マメ}、天^{テン}忍^{ニン}雲^{ウン}根^ネ神^{カミ}遠^{エン}天^{テン}乃^ハ二^ニ上^{ウヘ}仁^ニ奉^{ホウ}上^{ウヘ}豆^{マメ}、神^{カミ}漏^{ロウ}岐^キ神^{カミ}漏^{ロウ}美^ミ命^{ノミコト}乃^ハ前^{マヘ}仁^ニ申^{マウ}世^セ波^ハ、天^{テン}乃^ハ玉^{タマ}櫛^シ遠^{エン}事^{コト}依^イ奉^{ホウ}豆^{マメ}、此^{コノ}玉^{タマ}櫛^シ遠^{エン}刺^シ立^{タテ}豆^{マメ}、自^ミ夕^{セキ}日^{ニチ}至^シ朝^{チヤウ}日^{ニチ}照^テ萬^{マン}豆^{マメ}、止^ト申^{マウ}遠^{エン}里^リ、事^{コト}教^{キヤウ}給^{タマ}志^シ仁^ニ依^イ豆^{マメ}、天^{テン}忍^{ニン}雲^{ウン}根^ネ神^{カミ}天^{テン}乃^ハ浮^{ウキ}雲^{ウン}仁^ニ乘^セ豆^{マメ}、天^{テン}乃^ハ二^ニ上^{ウヘ}仁^ニ坐^サ豆^{マメ}、神^{カミ}漏^{ロウ}岐^キ神^{カミ}漏^{ロウ}美^ミ命^{ノミコト}乃^ハ前^{マヘ}仁^ニ申^{マウ}世^セ波^ハ、天^{テン}乃^ハ玉^{タマ}櫛^シ遠^{エン}事^{コト}依^イ奉^{ホウ}豆^{マメ}、此^{コノ}玉^{タマ}櫛^シ遠^{エン}刺^シ立^{タテ}豆^{マメ}、自^ミ夕^{セキ}日^{ニチ}至^シ朝^{チヤウ}日^{ニチ}照^テ萬^{マン}豆^{マメ}、天^{テン}都^ト詔^シ戶^コ乃^ハ太^{タイ}詔^シ刀^{タウ}言^{ゴン}遠^{エン}以^ヒ豆^{マメ}告^{カク}禮^レ、如^{カク}此^{コノ}告^{カク}波^ハ麻^マ知^チ波^ハ弱^{ジュク}非^ヒ仁^ニ、由^ユ都^ト五^イ百^{ヒャク}窠^サ生^{シヤウ}出^{シュツ}幸^{キヤウ}、自^ミ其^ノ下^{ノチ}天^{テン}乃^ハ八^{ハチ}井^{ヘイ}出^{シュツ}幸^{キヤウ}、此^{コノ}遠^{エン}持^チ天^{テン}、天^{テン}都^ト水^{スイ}止^ト所^ス聞^{ケン}食^{シキ}止^ト事^{コト}依^イ奉^{ホウ}支^シ、如^{カク}此^{コノ}依^イ奉^{ホウ}志^シ任^ニ仁^ニ所^ス聞^{ケン}食^{シキ}由^ユ庭^{テイ}

乃瑞穗遠、四國卜部等、太兆仁卜事遠持豆奉仕留悠紀仁近江國野洲、主基仁丹波國水上
 遠齋定豆、物部乃人等、酒造兒酒波粉走灰燒薪採相候、稻實公等、大嘗會乃齋場仁、
 持齋波利參來豆、今年十一月中都卯日仁、由志理伊都志理持、恐美恐美母清麻波利仁奉
 仕利、月内仁日時遠撰定豆獻留、悠紀主基乃黒木白木乃大御酒造、大倭根子天皇我
 天都御膳乃長御膳乃遠御膳止、汁仁毛實仁毛、赤丹乃穗仁毛所聞食豆、豊明仁明御坐豆、
 天都神乃壽詞遠、稱辭定奉留、皇神等母、千秋五百秋乃相嘗仁、相宇豆乃比奉利、堅
 磐常磐仁齋奉利豆、伊賀志御世仁榮志女奉利、自康治元年始豆、與天地日月共、照志
 明真志御坐事仁、本末不傾、茂槍乃中執持豆、奉仕留中臣、祭主正四位上行神祇
 大副大中臣朝臣清親、壽詞遠稱辭定奉久止申、又申久、天皇朝廷仁奉仕留親王等
 王等諸臣百官人等、天下四方國乃百姓諸諸、集侍豆、見食倍尊食倍、歡
 食倍、天皇朝廷仁茂世仁、八桑枝乃立榮奉仕留倍支禰乎所聞食止、恐美恐美毛申給波久
 止申、○訓は玉勝とあるこれなり。即ちその大意は、天孫降臨の時に、この國の水に
 天水を加へて奉らんとして、天忍雲根命、天上に昇り、玉の櫛を持ち來りて地に刺

せば、天八井湧出するを、天水として奉るといふ故事なり。○忌部上、神璽之鏡劍
 こは忌部氏、天つ璽の鏡劍を上げ奉るをいふなり。忌部は、忌部氏（後に齋部に作
 る）にて、高皇產靈尊の子天太玉命より出づ、この忌部氏の、神器の鏡劍を奉るは、
 古語拾遺に、天照大神、赫怒入于天石窟、閉磐戸而幽居焉、○中爰思兼神、深
 思遠慮、議曰、宜令太玉神、率諸部神、造和幣、○中其物既備、掘天香山之五
 百箇眞賢木、古語、佐爾居而上枝懸玉、中枝懸鏡、下枝懸青和幣白和幣、令太玉
 命捧持稱讚、亦天兒屋命相副祈禱、と見えたるが如く、その祖たる太玉命の幣帛
 を奉りし故事に依れるなり。然るを、後には、忌部氏の家運衰へ、官等も卑くなれ
 るにつきて、天長年中に至り、重大なる神器の鏡劍を、輒く忌部氏に給ふことは、
 甚だ危険の事なりと奏したるものありしによりて、朝廷に於いても、その説に従ひ、
 一旦この禮を中絶したりしが、貞觀年中に至りて、再び舊制に復せられ、延喜式に
 も亦この儀式を用ひられ、それより後朱雀天皇の朝には、忌部爲賀その事に従ひ
 たる由、北山抄、江家次第等に見えれば、この時代までは、その儀式存じたりし

ものなるが、後遂に廢絶に歸したるは惜むべきことなり。標注令義解校本三に、神璽之鏡劍、こゝにては、鏡劍二種を璽とせり、此二種の外に入坂瓊之曲玉あり、公式令に、天子神璽寶而不用とあるが即曲玉也、この曲玉の説誤れ、次に云ふべし、故に義解に、此即以三鏡劍稱璽也といへり、此字は彼に對す、彼とは、公式令なる玉璽とさす、彼玉璽と、こゝの鏡璽と、合て三種なり、といへり。さてこゝの神璽之鏡劍とある神璽を、一の物體と見做し、公式令に、天子神璽寶而不用とあるを傍證となし、御印なりと解するものもあれど、是は甚しき誤解なり。かの公式令なる天子神璽云々は、御印の事を云へる條なれば、さもあるべきことなれど、こゝは神璽之鏡劍と、神璽の下之の字あれば、これを如何に曲解するも、然は解釋し得べからず。なほ忌部民の掌るものは、鏡劍の二種に限るを見ても、こゝは全く三種の神器の中なる鏡劍なりといふ、標注令義解校本の説に従ふべきものなり。

この條は踐祚之日云々とあるによりて、一見しては、即位の時のことなるが如く思はるれど、こゝは即位の時の劍璽渡御の儀とは異りて、全く大嘗會の時の事をいへるものなり。されば荷田在滿主は、奏壽詞上三鏡劍二兩事、令以前在二即位、日、貞觀儀式以後、在大嘗辰日、といへり。さてこの大嘗會の儀は、神代より行はれ來りしものなることは、古史傳二十九下に、まことや御代始抄にも、御即位は、漢朝の禮儀を學ぶものなり、大嘗會は、神代の風儀をうつすものとのある澁川春海も、大嘗會、決て是、我が國之法元、儒佛之習合、既ひしを始り、識者の、何くれさ、多く論る、如くにて、中には後に加はれる儀禮のはたなきにもあらねど、すべては遠き神代の天津宮事を、今のをつゝに傳坐るなるを、と云はれたるが如し。

凡大嘗者每世一年、國司行事。以外每年所司行事。謂所司者在京諸司預祭事者也。

○凡大嘗者每世一年國司行事、こゝは標注令義解校本三に、この大嘗は、踐祚の年のと常年のとを合ていへり。さるに依て、毎世一年といひ、毎年といひて別てり。毎世一年なるは、上に凡天皇即位惣祭天神地祇云云、これ也。毎年なるは、上に下卯大嘗とある、是なり。」と見えたるが如く、この大嘗祭は、天皇御即位あらせらる、

時は、必ず行ふべき大祀と定まれるものなり。されば御歴代の中にて、仲恭天皇は御在位僅に七十餘日に過ぎざるによりて、遂に大嘗會の儀式を行はせられざりければ、歴代編年集成二十四には、八十御廢帝順徳院第一皇子略中大嘗會不_レ被_レ行以前退下、世_ニ稱_ニ半帝_一と記せり。これによりても、この大嘗會の重大なることを知るべし。國司は悠紀主基兩國の國司をいふ。○以外、毎年所司行事、これは、この外の大嘗祭、即ち毎年の新嘗祭は、京都に在住の役人が、事務を執り行ふとなり。

凡祭祀所司預申官

謂所司者、神祇官也。預申官者、即一日齋亦須預申之。官散齋日平日願告諸司

○凡祭祀所司預申官、これは、凡ての官祭には、神祇官より豫め幾日と云ふことを、太政官に申すとなり、この所司とは、義解にいへるが如く、神祇官を指していへり。官とは、太政官のことなり。神祇官を、單に官といふこともあれど、こゝは太政官を云へるものと知るべし。預申官とは、大祀は云ふまでもなく、縱令一日の齋なる小祀にても、かねて太政官に申すなり。延喜式十一、太政官の條に、凡供_ニ神事_一諸

司、毎_ニ司判官_一一人、專當_ニ其事_一、常加_ニ督察_一、其專當人名簿、齋日之前月、申_ニ送辨官_一と見えたり。○官散齋日平日願告諸司、太政官にては、散齋の當日の平日即ち寅の刻に、この祭に預る諸司に、今日より散齋すべきよしを告げ知らすとすなり。これによれば、太政官より直に諸司へ告げ知らする如くなれども、その實は、太政官は神祇官よりの申告を受けて、八省に達するものなるべし。そは、延喜式十九、式部下の祈年月次二祭の條に、前_ニ散齋_一一日、左辨官召_ニ諸司_一宣_ニ示齋日_一、録進_レ受_レ宣、復_レ省舉申云々、とあるによりて推考せらるゝなり。平日は寅の刻のことなり。そは日本書紀廿九、天武天皇七年の條に、取_ニ平日時_一警驛とある、その平日を、トラノトキと傍訓せればなり。かくてこの後に至り、祭日の平日にては、その告の無き間に、いかなる事のあらむはかり難ければ、散齋の前一日、諸司に告ぐべく令條を改定せり。そは上にも云へる類聚三代格一、祭并幣事の條に、太政官符。改_ニ仰齋日_一事。右據_ニ令條_一、凡祭祀所司預申官、官散齋日平日願告諸司、略今被_ニ右大臣宣_一稱、奉_レ勅、散齋之日願告諸司、諸司未_レ承_レ事之前或有_レ犯_ニ禁忌_一之徒、

宜改令條、散齋之前一日頒告諸司、自今以後永爲恒例。弘仁二年二月六日。と見えたるが如し。



凡供祭祀幣帛飲食及菓實之屬、所司長官親自檢校必令精細勿使穢雜。

○凡供祭祀幣帛飲食及菓實之屬、すべて神祭に供へまつる絹布糸、又は神饌、菓實の類はとなり。○所司長官親自檢校必令精細勿使穢雜。所司長官とは、集解に、朱云、所司長官謂如上文預祭事司々長官者、とあるが如く、その祭典に預る所司の長官のことにして、神祇伯のことにはあらず。又延喜式一、四時祭上、祈年祭の條に、右國司長官以上准例、散齋三日、致齋一日、共會祭之。祭日並班幣並准神祇官ともありて、國司にも長官といへり。さてこの條は、祭典に預る所司の長官自身に、こまかに取調べ、くさぐさの穢などに觸れしめぬやうにするとなり。かくの如く、祭祀に供するものは、最も鄭重にすべきものなるによりて、職制律には、大祀幣帛

之屬不如法、杖八十、闕數者杖八十、全闕者杖二百、中小祀遞減二等と見えて、これが制裁を規定せり。

凡常祀之外、須向諸社供幣帛者、皆取五位以上下食。謂凡卜者必先墨書龜然後灼之、兆順食墨是者充。唯伊勢神宮常祀亦同。爲下食。

○凡常祀之外、常祀とは、この令に掲げたる十九度の祭をいひ、外とは、それ以外のことにして、即ち臨時の祭のことをいふなり。延喜式三、臨時祭の條に、凡常祀之外應祭者、隨事祭之、非辨官處分不得輒預常祭とあるは、これをいへるものなり。○須向諸社供幣帛者皆取五位以上下食者。こは諸社へ幣帛を奉るにつきて、遣さるゝ勅使の身分のことをいへるなり。その奉幣使は、五位以上四位以下の官人にて、神祇官の卜部の龜下に、吉とあらはれたる人を用ふ。而して奉幣使を卜定せることは、日本紀五、崇神天皇七年の條に、乃卜使物部連祖伊香

色雄、爲神班物者、吉之、とある即ち是なり。◎凡ト者、必先墨書、龜然後灼之、兆順食、墨是爲ト食、これは尙書洛誥の孔安國傳の文を引用して解とせるものなり。我が國の上古に在りては、鹿の肩骨を焼きてトすること、古事記、日本紀等に見えたり。その後漢土より龜トの法傳來せるより、これを用ふること、なれり。その龜トの法の大略を云は、まづ龜の甲を能く晒し、その裏に、かくの如き形を數ヶ所に彫り、その中に、かくの如き形を墨にて書く、これを町形マチガタと稱す。職員令のト兆の義解に、兆者灼龜縱橫之文也とあるはこのことなり。然る後、庭櫻ニハヤカといふ樹の葉を以て、龜甲の表より焼き、火拆の町形に現る、を見て、更にそれを占書に依りて、吉凶を見定むるなり。これを兆順食、墨といふ。なほ云は、對馬龜ト口授に、火のさしやうは、葉若の木を一本赫ヒカりたる火の中へさしこみ、火を燃しつけ、それを吹滅して、甲の裏はりたる處からさすなり、甲の裏はりたる處に、かねて墨にてトト如此書て置、それを我手前より向ふへフツと吹て焼なり、左右へも然り、吹くは火氣を熾にせん爲なり、何度も甲のハツチリとひいれのわれるまで焼く事なり、ひいれ入ると其ま、兆竹シラタケにて水を漑ぐ、裏からすべし、さめて表面の方より、其ひいれの處に硯の墨を筆にて塗て、それを紙にて拭ひてとれば、ひいれの内に墨を含むなり。是をト食トシといふ。墨を食すれば、ひいれめはきと見え易し、其文を兆とも町ともいふ。」と見えたり。猶委しくは、仲信友ぬしの正ト考に就いて知るべし。

○唯伊勢神宮常祀亦同、この唯はトトといふ意に同じ。たゞし伊勢神宮は、常祀も亦これに同じといひて、諸社の例とは、同一ならざることを示せるなり。されば標注令義解校本三に、常祀亦同とは、太神宮式に、凡神嘗祭幣帛使、取王五位已上ト食者充之、其年中四度使、祭主供之、若有故者官並諸司官人、及散位、中臣氏五位已上充之、五位已上有故障者、六位亦得、と見ゆ、神嘗を始め、四度使共に、常祀の使なれども、ト食の人を用らるゝ事、かくの如し、但此式文に、官並諸司官人云云の下に、ト食の字は無れども、こは上の王五位以上ト食者とあるにこめて、省たるもの也、續紀天平二年閏六月甲午制、奉幣伊勢太神宮者、ト食五位以上充使、とあるにて知れたり、と見えたり。

凡六月十二月晦日大祓謂祓者解除ニ者中臣上御祓麻ハシノノスチヤトカフアノフシ東西文部謂東漢文

直、西漢文首也。上祓刀讀祓詞謂文部漢音訖百官男女聚集祓所中臣宣所讀者也。

祓詞下部爲解除。

○凡六月十二月晦日大祓者、この條は、六月と十二月との晦日の大祓のことをいへり。祓とは、拂の義にして、古くはハラへと訓めり。汚穢を去りて清淨に就き、罪惡を去りて、善事に遷るにありて、即ち災穢を解除するをいふ。義解の説もこれに同じ、ハラへに祓の字を充てたるは、集解に、釋云、周禮、女巫掌三歲時祓除、左傳受璧而祓之、杜預曰、祓除凶之禮也とあるによれるなり、その起原は、神代に伊弉諾尊が、伊弉册尊を黄泉國に慕ひ出でまして穢れたるより、その穢をはらはんが爲に、筑紫の日向の橘の小戸の楳原にて、まづ身に着けたる杖、衣服、冠、手纏等を投げ棄てたることあるを、史に見えたる初とすべし。これ蓋し、わが國俗、不淨

を忌むこと甚だしきを以て、この風習を生じたるものなり。その後素盞鳴尊が、高天原にて暴行をなし、遂に天照大御神は、天岩戸に幽居らせられし折、諸神等相議し、素盞鳴尊に千位置戸を負はせ、その祓つ物には、爪を切り鬚を抜かしめたり。これ惡事をなすも亦、一の穢なりとして解除したるものなり。神武天皇都を楯原に奠め給ふ時に、中臣遠祖天種子命、忌部遠祖天富命をして、天つ罪國つ罪を祓はしめたり、この時の祓の詞を、後世大祓とも、中臣祓とも稱す。又祓に國々の大祓と百官の大祓とあり。仲哀天皇崩御の時に當り、神功皇后は、神の教に従ひ、國の大幣を取り、天つ罪國つ罪等の類を廣く求めて、國の大祓を行はれたり。國の大祓は、これを初見とす。この後も屢行はれたることは、國史に見えたるが如し。文武天皇の大寶令制に至りて、六月十二月の二期に、この式を行はるゝことゝなれり。なほ大祓のことは、本居翁の大祓詞後釋、また近藤芳樹翁の大祓執中抄等に詳なれば就いて看るべし。この條の六月十二月の晦日の大祓は、天下の臣民が、一年中に、不知不識犯したる罪穢を、六月と十二月との二期に、官にて贖物を出して、臣民

の爲に行はせらるゝものなり。○中臣上御被麻。大祓の時には、中臣氏は御被の麻を上るなり。その麻を上るゆゑは、大祓執中抄下に、麻は古事記傳に、奴佐は神に手向る物をも云ひ、祓に出す物をも云、名義は、オキテ禱布佐オキテに、オキテ事を乞コヒ禱ぐとて出すよし也、祓の麻も、其罪穢を除清め給へと禱ぐ意もて出すなれば、神に献て禱ぐと意ばへひとつ也、布佐は麻也、古語拾遺に、好麻ノ所生故謂之禱國、抑神に手向るも祓に出すも、其物種々あるが中に、殊に麻をしも名に負て奴佐といふなるは、あるが中に主とする一種につきて也、即麻とかくも此ゆゑぞかしとあり、然祓に麻を主とする起は、日神天岩戸に入座るを、招禱まつりし時の幣物に青和幣あり、また須佐能男命に祓科せし時の、日本紀の一書に、以漢爲青和幣アチニキテなるある青和幣即麻也、と見えて、この麻は、主上の御身の穢を除き清めたまへと、中臣より奉る御麻なり。○東西文部上祓刀アキノフノオビト讀祓詞。東西文部は、義解に云へるが如く、東は漢文直、西は漢文首のことなり。東をヤマトと訓み、西をカフチと訓むは、奈良の都より大和は東に當り河内は西に當れるによりての義訓なり。東文部即ち漢文直は、日本書紀十、應神天

皇の條に、二十年秋九月、倭漢直祖阿知使主、其子都加使主、並率己之黨類十七縣而來歸焉、と見えたる漢直の事にて、皇國に歸化してより、子孫繁榮して、大和に住めり。西文部即ち漢文直は、同書應神天皇の條に、十六年春二月、王仁來之、○中故所謂王仁者、是書首等之始祖也、と見え、王仁の後裔にして皇國に參來てより子孫代々河内に住めるなり。されば文部は、其氏にして、その裔、世々文筆を以て朝廷に奉仕し、大祓の時には、この二氏は、各その祖先の、本國より傳來せる、漢風の祓の業を行へるなり、上祓刀とは、標注令義解校本三に、上祓刀この式は、中國の古風にはあらで、文部が家に傳はれる漢土の法なるべし、刀は物を裁切る器なれば、穢を斷去る意を以て用るにやあらむ、と見え、その祓刀は、集解に、古記云、東文部刀者、作造兵司少善、西文部刀者、作鍛冶司少惡之と見えて、この刀を奉りて漢音の祓詞を讀むなり。その祓詞は、延喜式八、詔詞に、東文部献横刀アキ時咒。四文部謹請、皇上帝、三極大君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、捧以銀人、請除禍災、捧以金刀、請

延帝祚、咒曰、東至扶桑、西至虞淵、南至炎光、北至弱水、千城百國、精治萬歲、萬歲萬歲、とありて、是は所謂道家の祓の咒と見えたり。義解に、漢音所讀者也といへるは是なり。○訖百官男女聚集祓所、祓所は、朱雀門外の大路に在り。こゝに祓戸神に奉るべき祓物と祓馬とを陳列するなり。その式は延喜式十一、太政官、大祓の條に、凡六月十二日晦日、於宮城南路一、大祓、大臣以下五位以上就朱雀門、若雨泥日、仰所司設橋於門東掖、事見式部式、弁史各一人率中務式部兵部等省一見參人數、太政官人數亦錄下式部入總目、百官男女悉會祓之、臨時大祓亦同、事見儀式と見えたり。而して庶民も亦隨意に參集したることは、集解に、穴云、男官女官之人、不限官人雜色及直丁、皆可聚集、但里人進卻任意耳とあり、又延喜式、祝詞六月晦大祓の條に、集侍親王諸王諸臣百官人等諸聞食止宣、天皇朝廷附仕奉留比禮挂伴男手禰挂伴男勒負伴男劔佩伴男伴男能八十伴男乎始氏、官官附仕奉留人等乃過犯家率雜雜罪乎今年六月晦之大祓附祓給比清給事乎諸聞食止宣、略とあるによりて知るべし。○中臣宣祓詞、卜部爲解除、中臣宣祓詞とは、神祇官の中臣氏、その所にて祓詞を讀み上ぐるをいふ。その祓詞の

文は、延喜式八に見えたる大祓詔詞是なり。卜部爲解除とは、諸人の身を祓ひて、罪穢を除くべきがために、預め祓所に參列したる男女の前に、神祇官の卜部は切麻を供へ置くなり。而して大祓の事訖れば、卜部は、その切麻を集めて水邊に流し棄つるをいふ。さてこの大祓の儀は、儀式、大祓執中抄等に委しく見えたり、就いて見るべし。かくの如く盛儀なりしも、圓融天皇の頃より漸次衰微になりゆき、公卿も之に參列せず、遂には大臣も參列せざるに至り、その衰頽せること此の如し、延て嘉吉、文安の頃までは、尙幾分その古式を存したりしも、かの應仁大亂以後は、終に全く廢絶するに至れり、その後、東山天皇の元祿四年六月に至りて、漸く再興の機運に向ひたりしことは、小槻季連宿禰記に、元祿四年六月廿九日癸未、晴陰、今年二季大祓再興云々、今日於内侍所前、有水無月祓、左兵衛督吉田兼行卿着行之云々、是後日伊豫局所被語聞也、官方無其儀、仍不知之、同五年六月廿九日丁未、晴、大祓近年再興也、然而内々之儀歟、官外記無其儀、仍不知之、と見えて、唯纔にその式を擧げたるに過ぎず、而して、その名稱の如きも、大祓と云はずして

内侍所清祓と云へる事は、東園基量卿記に、元祿七年十二月廿九日、晴、内裏清祓、兼連卿勤_ニ仕之、大祓代也、近年有_ニ此事と見え、また小槻季連宿禰記に、元祿六年六月卅日壬寅、晴陰、今日禁中大祓之日也、其儀如_レ例歟、官方無_ニ其儀、仍不知_レ之、凶事之後祓稱_ニ大祓、仍當時傳_ニ此號、歟、於_ニ禁中_ニ今日祓稱_ニ清祓_ニ之由、或人語_レ之、是今案歟、六月十二日二季之祓如_レ舊記、者稱_ニ大祓_ニ也、此二季祓、近年再興也、自_ニ吉田家_ニ奉_ニ仕之_ニ云々、今日奉行職事等可_レと見えたるが如し、かくてその清祓と稱するは、凶事の後の大祓を稱するに
よりて、之を諱みたるによれるものならむといへり、かくの如く一反再興せりといへども、僅にその形式を止むるのみにて、古儀を距ること、いよく遠くなれるなり、されば明治四年六月に至りて、舊儀に復せられ、節折大祓共に御再興あらせられ、以て現時の制度を觀るに至れるは慶すべきことなり、

凡諸國須_ニ大祓_ニ者、每郡出_ニ刀一口、皮一張、鋏一口、及雜物等、戶別麻一條、其國造出_ニ馬一疋。

○凡諸國須_ニ大祓_ニ者云々、この條は、諸國にて行はる、大祓（二季大祓及び臨時の

大祓をも包ねてもいふ）の用度をいへり。而して諸國にて行ふ儀式は、別に記載なしといへども、京師に准じたるものにて、國司の廳の門前にて行へるものなるべし。日本書紀二十九、天武天皇の條に、十年七月戊辰朔丁酉、令_ニ天下_ニ悉_ニ大解除_ニとあるは、この天下大祓の始なるべし。諸國大祓のことは、日本書紀二十九、天武天皇の條に、五年八月丙申朔辛亥、詔曰、四方爲_ニ大解除_ニ、用_ニ物_ニ、則國別國造輸_ニ祓柱馬一匹、布一常_ニ、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、鋏一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且每戶麻一條、とあるが、この令は、これに據られたるものならむか、標注令義解校本三に、凡て祓に大上中下の四の別あり、集解、三代格等に載たる延曆廿年五月官符を考るに、大祓の料物は二十八種也、其中にて刀皮鋏などは、祓に主と用らるべき物なる故に名目を擧て、其外を雜物といへる也、但麻は戶別に
出す、さるは麻は祓のみに限らず、何事の神祭にも用らる、物なる事、古事記傳に、
○記傳の文、前に云々と見えたり。幣物の中にて、刀は前にいへるが如く、皮は鹿皮に出だせれば異す、云々と見えたり。幣物の中にて、刀は前にいへるが如く、皮は鹿皮にて、その處に敷くため、鋏はその土地を平均ならしむるためなり。雜物等とは、以

上の外の、布、鎌、矢、稻などを指せるものなるべし。即ち、布は幣となし、稻は祓のものとなす、而して鎌は、大祓の詞に、天津金木乎本打切末打斷氏とも、また焼鎌乃敏鎌以氏とも見えて、必要の物とせるなり。これらはいづれも祓の神に奉るものにして、後には、その品数を増加せること、延喜式一、四時祭上、大祓の條に見えたり。○戸別麻一條、家毎に麻一條を出すは、これ戸内の人口の祓する故にて、その祓の幣とするものなり。○其國造出馬一疋、國造は特に馬一匹を出すとなり。この國造は、孝徳天皇以前は、一國を所領せるものなりしが、大化の改新以後は、その國の祭祀を掌り、又郡司に任せらるるものをいへり。馬を奉る故は、祓詞にも、耳振立聞物止馬牽立氏と見えたる如く、祓には必ず無かるべからざるものとなれり。されば集解に、朱曰、國造任郡司、无國造者、郡司兼亦出馬耳と見え、又延喜式二十三、民部下に、凡諸國大祓馬、若無國造國者、以正税買用、其價不得過五十束、但太宰府及肥前肥後日向三國、並以牧馬充之ともありて、必ず出すべきものとせるなり。

凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度、其稅者、一准義倉謂租稅者、並是田賦。唯新輸曰租、經貯曰稅也。一准義倉者、不出舉也。皆國司檢校申送所司。

○凡神戸調庸及田租者並充造神宮及供神調度、神戸は、神社に奉れる封戸のこにて、この封戸より出す所の調物、庸布及び田租を以て神宮を營造し、及び神に供ふる什器の費用に充つるなり。標注令義解校本三に、さて神戸は、百戸にても五十戸にても、寄附の民増減无き例にて、もし増せば公に收め、若減れば公より加へ玉ふ。續紀養老七年五月制に、神戸當造籍帳、戸无増減者、依本爲定、若有増益、即減之、死損即加之とあるが如し、と見えたり。田租は、神戸より輸す所の稻をいふ。日本書紀二十九、天武天皇の條に、六年五月己丑、敕、天社地社神稅者、三分之二爲擬供神、二分給神主、とあれば、既に令制以前より、この分法定まれるものなるべし。また日本逸史十、延暦二十年七月壬戌、格云、檢按

内、太政官四月十四日符傳、自今以後、神戸限以三丁、田租定十五束者、丁減少供_レ祭應_レ乏、宜_下天下諸社同共弛_三張_丁并租數、一依_レ舊例、とも見えたり。○其稅者一准_三義倉_一 稅とは、經_レ貯_レふるをいふと義解にありて、その貯へ置く所の神戸の稅は、もはら義倉に准じ、毎年貯へ置きて、民に貸與せずとなり。義倉とは、賦役令義解に、謂_レ分_レ富賑_レ貧其情合_レ義、故曰_三義倉_一也と見えて、凶年に當りて窮民を賑救せんが爲に、毎年田租の外、戸粟を收め蓄ふる倉をいふ。○謂_レ租稅者並是田賦云々租といひ、稅といふも共に田の賦なり。秋穫の時に至り、新に納るゝを租といひ、その中を分けて一部を不動倉に貯へて、臨時の用となし、一部を動倉に貯へて時の用となす時は、之を稅といふなり。○一准_三義倉_一者不出_レ舉_也 出_レ舉_{とは}、公私の財物を貸し與へて、利息を取るをいふ。稅を民に貸す時は、十束につき三束の利を收むるなり。なほ委しくは、賦役令、雜令等に就いて知るべし。神戸の稅は義倉に準じて民に貸_レ付_をなさずとなり。○皆國司檢_レ按_レ申_三送_所司_一 所司とは神祇官のことなり。神戸は諸國に散在するによりて、租調庸の收納は、國司巨細に審査して、その

詳細を神祇官に申し送るとなり。

神祇令義解講義終

明治四十四年五月五日印刷
明治四十四年五月七日發行



講述者

田邊勝

發行者

梁川保嘉

印刷者

佐伯外美雄

印刷所

八洲舍

東京市小石川區小日向壘町三丁目
四十三番地

發行所

東京市本郷區本郷
五丁目二十五番地

會通社

振替口座東京壹壹五七貳

賣捌所

一東京堂

誠之堂

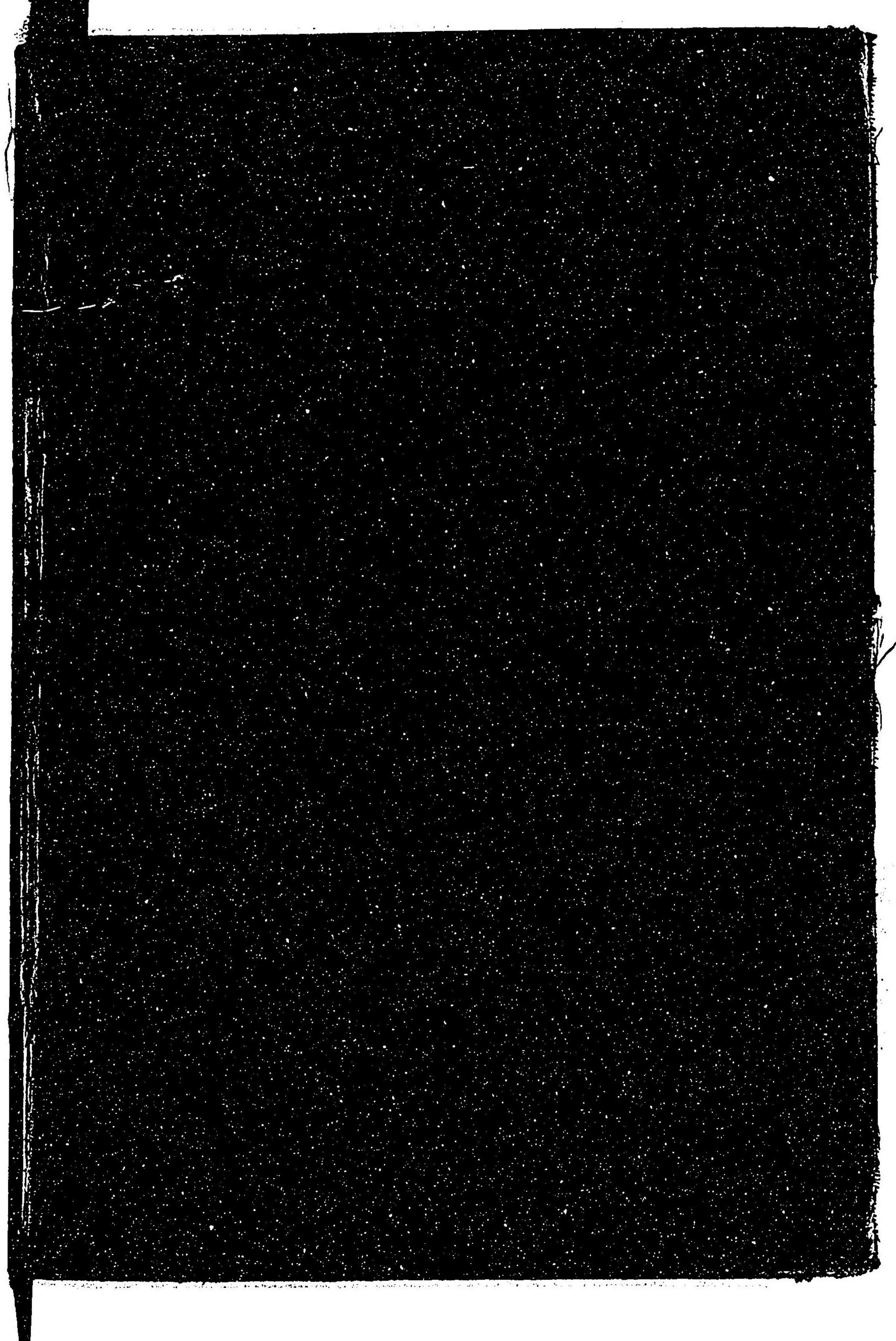
六合館
神風會出版部

定價金貳拾五錢



5/

82
689



82
689

Ⓜ

014164-000-3

82-689

神祇令義解講義

田辺 勝哉 / 著

M44

ABB-0455



